

令和2年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業

報告書

令和3(2021)年3月

株式会社 三菱総合研究所

目次

1. 事業概要	1
(1) 目的	1
(2) 調査実施概要	1
(3) ワーキング・グループの実施	2
2. 各論点に関する議論と対応方針案について	4
【論点1】 変更届の頻度等の取り扱い	4
【論点2】 更新申請時に求める文書の簡素化	8
【論点3】 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化	11
【論点4】 「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の様式例	15
【論点5】 様式例の整備（加算の添付書類等）	17
【論点6】 様式例の整備（総合事業）	19
【論点7】 ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法	30
3. 介護分野の簡素化・標準化に向けた対応案	32
(1) 変更届に添付を求めている書類の標準化	32
(2) 更新申請時に求める文書の簡素化	35
(3) 勤務表_必要項目一覧	39
4. 今後の課題	42
参考資料	45

1. 事業概要

(1) 目的

介護分野の文書負担軽減については、令和元年度（平成 31 年度）に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において議論され、主な負担軽減策について、その対応時期も含めた全体像が示されたところである。

本事業では、主に指定申請・報酬請求の「簡素化」及び「標準化」に関する「1～2年以内の取組」につき、更なる実態把握、課題の整理・分析及び対応方策案の具体化に向けた検討を行うことを目的とした。

(2) 調査実施概要

① ワーキング・グループの設置・運営

本事業において検討すべき事項について、机上調査やヒアリング調査等を踏まえた改善提案の素案に対し、介護現場、保険者の立場からその実現可能性や実現にあたり配慮すべき点等の議論を行い、国が主催する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」への参考情報として提案することを目的としてワーキング・グループを設置し、検討を行った。

② 机上調査の実施

簡素化・標準化の検討を行うにあたっての参考情報として、ホームページに掲載されている情報を収集・整理した。

調査対象：47 都道府県

36 市区町村（事務局にて地域・人口規模等を考慮して選定）

③ ヒアリング調査の実施

机上調査の結果（必要とする文書量、簡素化に資する取組等）から、より具体的な事務手続き等を把握するためのヒアリング調査を実施した。

調査対象：6 都道府県

9 市区町村（事務局にて地域・人口規模等を考慮して選定）

④ 簡素化・標準化に向けた対応案の検討

令和元年度（平成 31 年度）に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」にて示された指定申請・報酬請求の「簡素化」及び「標準化」に関する「1～2年以内の取組」について検討を行い、対応案をとりまとめた。

【論点 1】 変更届の頻度等の取り扱い

【論点 2】 更新申請時に求める文書の簡素化

【論点 3】 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化

- 【論点4】「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」の様式例
- 【論点5】様式例の整備（加算の添付書類等）
- 【論点6】様式例の整備（総合事業）
- 【論点7】ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法

⑤ 報告書の作成

本事業の検討結果を報告書としてとりまとめた。

(3) ワーキング・グループの実施

① 委員構成

ワーキング・グループの委員は以下のとおり。本ワーキング・グループでは委員長は任命せず、事務局が司会進行を行った。

(敬称略・五十音順)

<委員>

阿比留 志郎 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
 ロボット・ICT推進委員会委員長

石川 貴美子 秦野市福祉部 高齢介護課 参事 (兼高齢者支援担当課長)

井上 浩徳 豊島区保健福祉部 介護保険課長 (兼介護保険特命担当課長)
 (代理：安次富 亨 豊島区保健福祉部 介護保険課 介護保険担当係長)

大竹 智洋 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 課長
 (代理：数藤 久恵 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
 課長代理 (介護事業者担当))

菊池 良 奥多摩町 福祉保健課長

齊藤 正行 一般社団法人全国介護事業者連盟 理事長

佐藤 亜希子 公益社団法人全国老人保健施設協会 研修推進委員
 医療法人社団龍岡会 プロジェクト部 プロジェクトリーダー

藤崎 基 一般社団法人 全国介護事業者協議会
 SOMPO ケア株式会社 取締役執行役員 CFO 兼 CRO

<オブザーバー>

福田 悠 厚生労働省老健局総務課 課長補佐

佐々木 忠信 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課地域づくり推進室
 室長補佐

藤原 里美 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 地域包括ケア推進官

<事務局>

株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア&ウェルネス本部

② ワーキング・グループの開催状況

ワーキング・グループは下記のとおり、3回開催した。

図表 1 ワーキング・グループの主な議題

	開催日時	議題
第1回	令和2年10月29日(木) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none">● 事業概要について● 介護分野の文書の簡素化について● 総合事業の指定届出について
第2回	令和2年12月22日(火) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none">● 介護分野の文書の簡素化・標準化について● 総合事業に関する文書の標準化について
第3回	令和3年2月22日(月) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none">● 介護分野の文書の簡素化・標準化について● 総合事業に関する文書の標準化について

2. 各論点に関する議論と対応方針案について

本事業での検討対象（論点1～7）について、個々に対応方針案を検討した。

【論点1】変更届の頻度等の取り扱い

（1） 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による問題提起¹

○変更届の頻度等の取り扱い<指定申請・報酬請求>

人員交代に伴う頻繁な変更届の提出や、類似の文書の重複提出が生じていて負担であるとの指摘があり、重複や二度手間を無くすことを念頭に、省令に定める変更時に届出が必要な提出項目について精査するとともに、必要に応じ、変更届の様式例や添付書類の範囲を整理する方向での見直しを検討する。

（2） 検討事項

- ① 省令に定める変更時に届出が必要な提出項目について、変更時に届出を不要とできる内容はあるか。省令で定められているが、求める必要のない事項等はないか。変更届に添付を求める文書について、その範囲を絞ることは可能か。
- ② 運営規定に係る「従業員の職種、員数及び職務の内容」の変更に関する変更届の提出頻度が多いことが挙げられていることから、その取り扱いについて示すことはできないか。（年1回や記載方法等）
- ③ 変更届については、変更があったときから10日以内に提出することが求められているが、遅延する場合、遅延届を求める自治体と、特に必要としない自治体がある。遅延届の取り扱いについて示すことはできないか。

（3） 検討内容

ア. ヒアリング結果

ヒアリング調査結果は以下のとおり。

1. 変更届受理の件、対応について	<ul style="list-style-type: none">・月によってばらつきがあり、4月や10月に集中し、月150件程度の届出がある。・<u>運営規定に関する届出が最も多く、年度初めに運営規定の変更（従事者数など）が多かった。</u>簡素化するために、従事者数については、2年ほど前に、運営規定の書類上の記載を「〇〇人以上」という形で可
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

¹ 出典：「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（第6回）（令和2年3月30日）資料「介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組の進捗及び今後の進め方について」3. 令和2年度以降の取組について「簡素化・標準化に関する取組の方向性」

※論点2、論点3及び論点5～7の（1）「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による問題提起も同様

	<p>能とした。したがって、「〇〇人以上」の範囲内での変更であれば、変更届を出す必要がないことになっており、HP 上で以下のとおり案内している。</p> <p>「※運営規定に係る「従業員の職種、員数及び職務の内容」の変更については、（その都度ではなく）年1回、毎年4月1日を基準日として変更の届出を行ってください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 月平均10件程度である。 • 年間の変更届件数は、施設系・居宅系、及び総合事業を含めて約5,000件である。加算関連の届出は約700件である。 • 令和元年度は1年で約3,700件受領しており、そのうち約1,100件が4月に集中していた。月平均では約300件である。<u>介護事業は職員の入替りが激しい事業であり、人員体制の変化が多い4月に特に変更届出の件数も多くなっている。</u>
2. 届出が遅延する場合の対応について	<ul style="list-style-type: none"> • 数年程度の著しい遅延でない限り遅延届の提出は求めておらず、期日を過ぎての提出であってもそのまま受理している。 • 10日を過ぎた場合には、遅延理由書を提出してもらっている。 • 遅延理由書の提出を必要としているが、様式は定めていない。 • 遅延に対しては各出先機関の判断で（厳密に10日ということもなく、1~2日の猶予を与える場合もあるが）遅延理由届書の提出を求めている。遅延理由届書の様式は施設・事業所側の任意である。 • 届出遅延に対しては、提出状況などを勘案し、さほど期限を重視していない。
3. 添付書類について	<ul style="list-style-type: none"> • ホームページに申請様式、添付資料例を示している。<u>変更部分を確認するために必要な資料として例示している</u>ので、確認できるものであれば替わりの資料でも認めることがある。 • 文書の簡素化のために、必要最低限の書類にとどめている。 • <u>変更届出に伴う添付書類について介護保険施行規則に基づいて提出を求めている書類ばかりの認識</u>のため、特段踏み込んだ議論は行っていない。 • 簡素化できる書類は、これまで国の指針もあって以前から省略化している。雇用状態や給与規定等に関する書類は既に省略化した。
4. その他（課題等）	<ul style="list-style-type: none"> • 介護老人福祉施設の場合、老人福祉法と両方の届出が必要なため、申請書も二部提出が必要となる。一枚の書類の提出で介護保険法と老人福祉法の両方の処理ができるとよい。

イ. ワーキング・グループでの主な意見

ワーキング・グループでの主な意見は以下のとおり。

第1回ワーキング・グループでの主な意見

検討事項②運営規定に係る「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更

- ・運営規定における職員人数の記載は負担である。運営規定に何を求めるのか。簡素化するならば変更届は年に1回や、何人以上（最低人数）との規定がよいのではと考えられる。
- ・人員は入替りが激しいため、その都度重要事項説明書を利用者に配布するのは負担である。事業所・施設は最低限これだけの人数を確保・配置しているということを外部に示すことができればよいと考えられる。

検討事項③遅延届の取り扱いについて

- ・期限までに提出できなかった場合でも遅延理由書の提出を求められることはなかったため、助かっている。事業所側が期限とおりに提出しても、多数の事業所の変更届が集中した場合、行政側もチェック・バックが難しいと思われる。加算届出についてはチェック・バックが遅れば、過誤請求などに繋がりがねず、事業所だけが期限を守ることの意味に疑問を感じる。
- ・頻繁な人員交代に伴う場合、負担はあるが他の事業所との兼ね合いもあり、遅れた場合には遅延理由書を求める。しかし、細かくは規定しておらず負担となっていないようだ。
- ・変更届については居宅介護支援事業所のケアプラン作成に影響している。利用者に対するケアプランにおいて事業所名称に間違いがないように10日間とされており、加算に関して前月15日が示されているのは、介護支援専門員が作成する給付管理表や現場間における連絡者管理、介護報酬請求をする国保連合会への情報管理の関係だったと認識している。

第2回ワーキング・グループでの主な意見

検討事項①変更届に添付を求めている書類の標準化

- ・事業所の所在地の変更については、付表の提出だけでよいのではないか。ICT化も見据えて考えると、例えば平面図や賃貸契約書（写し）の添付を求めることは現実的ではないのではないか。
- ・事業所の指定や更新などとは異なり、行政処分が伴わない事項であるため、事業所からの申し出のみでよいのではないか。
- ・住居表示のみの変更であれば付表の提出のみでも問題ないと思うが、移転により、建物も所在地も変更になる場合は平面図の確認も必要である。
- ・全国共通的な案を示していただくことは非常に重要なことと認識している。案の運用と

して、自治体の都合で変更されるとしても、基本の書類となるものは変えずに別添等のように追加していく形にしてほしい。文書削減の中での運用であることを強く打ち出してほしい。

検討事項③ 遅延届の取り扱いについて

- ・ 遅延届の取り扱いについては、管理者変更の届出が提出されないケースもある。届出をしてくれない不安な事業所もある。そうした事業所に対してどのように対応するか。
- ・ 変更届の提出が遅れることにより不利益を被るのは、自治体側ではなく事業所側である。遅延届の提出そのものよりも、変更届を適切に提出するよう事業所に周知徹底することが重要である。

(4) 対応方針案

論点に対し、ワーキング・グループでのご意見も踏まえた、今後の対応方針案は以下のとおり。

検討事項① 変更届に添付を求めている書類の標準化

- ・ サービス種別ごとに変更時に届出が必要な項目を整理し、現状の実態を把握した上で、標準添付書類（案）を作成し、国から示していただくことを提案する。

検討事項② 運営規定に係る「従業員の職種、員数及び職務の内容」の変更

- ・ 第 192 回介護給付費分科会（令和 2 年 11 月 9 日）での検討結果のとおり。

検討事項③ 遅延届の取り扱いについて

- ・ 遅延理由書については、各自治体にて柔軟な対応が行われているところであり、かつ、ワーキング・グループの議論においても、意見が分かれるところであった。
- ・ よって、本調査研究事業においては、「登記事項証明書等、添付書類の準備に時間を要し、やむを得ない事情で 10 日以内に間に合わない場合には遅延理由書は求めないなど、柔軟な対応を取ることが望ましい」という方向性について事務連絡等を通じて、国から示していただくことを提案する。

【論点2】更新申請時に求める文書の簡素化

(1) 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による問題提起

○ 更新申請時に求める文書の簡素化<指定申請>

指定の更新申請にあたって、変更届を提出済みの内容についても文書を求められ負担であるとの指摘や、新規指定申請と同様の一式を提出する場合と簡素化している場合等、自治体による差異があるとの指摘があり、更新申請時に求める文書及び手続の流れについて実態を把握の上、簡素化している自治体に合わせる方向での見直しを検討する。

(2) 検討事項

- ① 介護保険施行規則上、「変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項については、各指定権者において、変更がない場合は省略可とすることを原則としてはどうか。
- ② 事業者が提出した書類について、単なる提出漏れなのか、変更がないため提出がないのかを明確にするため、指定申請時から変更がない、または変更届による手続き済みの項目については、更新申請書や付表において「変更なし」のチェック欄を設けるなどの対応をしてはどうか。

(3) 検討内容

ア. ヒアリング結果

ヒアリング調査結果は以下のとおり。

1. 更新申請時の文書について	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービスについては、申請書と誓約書の2種のみだが、更新の前に指定更新事業者研修会を行っており、その研修に欠席した事業所や、苦情の多い事業所に対しては更新前の書類審査を行っている。更新前の書類審査時には、勤務形態一覧表、チェックリスト、勤務形態一覧表の証憑書類（勤務表等）を添付してもらっている。・<u>指定更新の目的は、運営基準を充足しているかどうかを確認することであり、そのために必要な書類の提出を求めており、事業所側の自己点検の意味もあると考えている。</u>ただし、平面図は新規申請時から変更がないケースが多く、変更された場合にはその都度変更届を提出してもらっているため、更新申請時には簡素化できるかもしれない。<u>変更がなければ更新申請書の備考欄に「変更なし」の旨の記載が一筆あればよいことになるかもしれない。</u>・提出を求めている文書は、7種類あり、文書の簡素化のために、必要最低限の書類にとどめている。新しく人員が追加された場合は、経歴
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>書や雇用契約は必要であるが、<u>変更がない場合は以前提出されたものを確認</u>するようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚数の多くを占めている資格証明書と雇用証明書等については可能であれば変更のない書類については省略したいのが本音である。 ・更新申請時の書類については基本、国の介護保険施行規則に基づくものではあるが、現在、居宅サービスと施設サービス間の調整等を行っている。
<p>2. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の簡素化について (※)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>人員体制の変更も多く、実地指導も各事業所に毎年行っているわけではない</u>ため、完全に代替することは難しいのではないかと。 ・実地指導時には運営協議に関する資料等を調べるが、更新申請に必要な資料を必ずしも確認対象とするわけではない。実地指導の結果を活用して、どこまで審査業務を簡素化してよいのか判断するのは難しい。 ・申請書類の中では、人員体制に関する記載に不備が多い。ただし、実地指導は管轄が違うために連携が取れておらず、現場では、「<u>指導は指導、手続きは手続き</u>」として業務目的が別と考えている。 ・更新時期直近に実地指導が行われるのであれば省略可能かもしれないが、現在は事業所数が多く、時期を合わせるのが難しいため、考慮していない。

※「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」については、事業者側の作成負担が大きい書類であること、かつ、自治体側でも確認に時間を要する書類であり、実地指導時に確認することで、更新申請時の提出書類の簡素化に繋がられないかという仮説に基づき、その必要性を確認した。

イ. ワーキング・グループでの主な意見

ワーキング・グループでの主な意見は以下のとおり。

第1回ワーキング・グループでの主な意見

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所側の自己点検は大事である。過去に提出した内容がわからないことも多い。変更事項か、提出漏れか、変更なしなのか、事業所側もチェックできる体制が必要である。 ・変更がない場合、省略可を原則として認めてはどうかという点についてはよい。気になる点は「原則として」というところである。全国共通の手続きにならなければ簡素化にならない。

第2回ワーキング・グループでの主な意見

- ・ 事業所自体が変更届の最新状況を把握していない可能性が高く、チェックリストを書く事業所から、最新の変更届の提出状況について問い合わせが殺到するのではないかと危惧される。
- ・ 変更がないときには「省略可」とする案はよいのではないか。チェックリストを導入することで、一時的には書類が増える団体もあるかもしれないが、今後 ICT 化していけばチェックリストも不要とできる。
- ・ チェックリストの取り扱いについては、先進的な自治体にとっては迷惑になるかもしれないが、移行期間の暫定措置として行うことはよいと考える。一義的には介護事業者の自主的な規律、自主的な品質向上ということで対応いただくことでよいのではないか。
- ・ 記載事項のチェックリストについて、注書きはあまり読まれないのではないか。見せ方を工夫する必要がある。

(4) 対応方針案

論点に対し、ワーキング・グループでのご意見も踏まえた、今後の対応方針案は以下のとおり。

- ・ 文書負担軽減の観点から、介護保険法施行規則上、「変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項については、「省略可」とすることを国から示していただくことを提案する。
- ・ 添付書類漏れか、変更がないために添付がないか、明確にするため、今後、電子申請が可能になるまでの暫定措置として、チェックリストを作成し、事業者による自己点検を行った上で、必要書類を準備してもらうことを合わせて提案する。

【論点3】併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化

(1) 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による問題提起

○ 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化<指定申請・報酬請求>
併設事業所や、予防サービスや総合事業等複数指定を受ける事業所に関し、文書や手続の重複が指摘されている。例えば以下のような対応につき、検討を進める。

- ・ 同一の事業所で実施している介護サービス/予防サービスで類似の書類一本化
- ・ 介護サービス事業所の指定を受けている事業所の総合事業の指定申請に関し簡素化
- ・ 介護サービスと予防サービスで指定開始日が異なる場合、更新日を近い方に合わせ集約し、更新申請が6年に1度で済むようにする。

(2) 検討事項

- ① 同一の事業所で実施している介護サービス/予防サービスにおいて、類似の添付文書が求められるケースがあるが、いずれかの申請に添付することで、もう一方の添付文書の省略を可能としてはどうか。
- 自治体によっては、書類提出先や保管場所が異なることもあることから、申請書において、添付すべき文書がもう一方に合わせて提出している旨のチェック欄を設ける等の対応を行うことで対応可能か。
- ② 介護サービスと予防サービスで指定開始日が異なる場合、更新日を近い方に合わせ集約し、更新申請が6年に1度で済むようにすることは、事業者側、自治体側双方の負担軽減になるものか。

(3) 検討内容

ア. ヒアリング結果

ヒアリング調査結果は以下のとおり。

1. 同一法人から複数事業所が更新申請を受ける際の文書の簡素化について	<ul style="list-style-type: none">・ 複数の指定を受けている事業所でも、<u>サービス種類によって所管が分かれているため、それぞれの所管宛てに書類提出を求めている。</u>よって同様の書類でも提出先が異なる場合には、省略ではなく、一式提出してもらうことになる。・ <u>同時期に提出されるものであれば、共通する書類は省略可能である。</u>ただし、時期がずれる場合には、それぞれ必要な書類を提出していただくことになる。・ 市内の同一法人の複数事業所であれば、<u>省略可としている。</u>コピーを取り、原本の保管場所を記録に残している。・ 同一法人で複数事業所を運営する場合の更新申請等については、各出先機関へ許可業務を移譲しているため、担当局の判断に任せている。
-------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> 同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、変更届は一つでよいが、必ず事業所一覧を添付する。共通資料は、一部は原本で他はコピーでよいとしている。
<p>2. 指定更新時期の不一致への対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定更新時期は介護保険法で規定されているため、例外として認められている訪問介護と総合事業以外は合わせていない。介護予防サービスについては、条文がないため、合わせていない。 <u>介護サービスと介護予防サービスをまとめて申請できる場合は楽になると想定されるが、異なるサービス種類の場合は時期を合わせても提出書類が異なるため、事務負担軽減にはならないのではないか。</u> 規則上は、有効期限内であればいつでも更新申請できる。統一的に更新申請を行う事業所が増えてきているが、統一するかどうかは事業所の選択に委ねられ、全ての法人が統一的な更新申請を行っているわけではない。 指定更新時期がずれている併設サービスの更新については、有効期限がずれている場合でも合わせる等は特段していない。 指定更新時期がずれている場合は、有効期限内であれば一緒に提出してよいとしている。

イ. ワーキング・グループでの主な意見

ワーキング・グループでの主な意見は以下のとおり。

第1回ワーキング・グループでの主な意見

<ul style="list-style-type: none"> どの行政、どの担当に送付するかで、提出日もずれ、資料を複数コピーする必要がある。重複が想定されるのであれば、送付データを必要部署で閲覧するなど、システム化をお願いしたい。負担軽減のために、更新時期も合わせ、一度で済ましてほしい。 押印の授受も含めてオンライン化を通して重複文書を削減し、更新時期も合わせた方が、双方の負担軽減になる。予防サービス・総合事業と介護サービスでは、提出文書が違うので事務負担軽減にはならないという意見があるが、異なるサービスであっても様式の統一がされれば負担は軽減する。 更新時期の一致には賛成であるが、サービスを複数行っている事業者では更新時期を合わせるために6年の更新時期を短縮する基準を策定する必要があるのではないか。IT化を図るための経過措置的であればよいが、あまり柔軟にするとルール化が難しいのではないか。

第2回ワーキング・グループでの主な意見

- ・予防サービスとの届出については、介護給付と一体的に運営している場合には、どちらかの基準を満たしていればよいとされており、一義的には介護予防の基準を満たしていれば設備・人員基準を満たしたこととなされている。そのような視点で簡素化を検討していくことは十分考えられるのではないかと。
- ・更新期日6年については法制化が必要というまとめとなっているが、法人の合併については厚生労働省からの通知があり、同様の考え方で対応できるのではないかと。

第3回ワーキング・グループでの主な意見

- ・方向性として少しでも省略できるものがあれば省略する方式を推奨してほしい。また、今後、省略していく方向性で検討が進んでいるということ、国から周知し、円滑に移行していけるような体制を作してほしい。
- ・介護保険法においては、事業所ごとに指定申請書類を提出しなければならないとなっている。例外的に平成30年に導入された共生型サービス事業所の場合、障害分野や児童分野の指定事業所では、原本の写しを提出すればよいこととなっている。それはあくまでも特例である。
- ・簡素化の視点で考えると、データ活用が効果的であり、エクセルファイルならばコピー可能である。原本性の担保をどのように考えるのが解決策に繋がると思われる。電子申請の段階で、1つの申請先への申請だけで原本を確認したこととするのか、必要な申請先全てに申請書類一式を整備することとするのかを考える必要がある。
- ・既に省略可としている自治体もあるのであれば、前提条件を明示し、ルールを把握した上で、電子申請化に向けて進めて頂きたい。
- ・今後、保険者でもデータベースでの申請・管理となるということ、エクセルのような電子ファイルでの届出により簡素化に結びつく。よって、提出方法についても、何らかの形で電子での提出も可とするなど、システムが出来上がる前から対応可とするなど、提出方法も合わせて何かしらの通知があればと考える。
- ・電子化していれば問題ないが、一方に提出したものを共有するとなった場合、タイムラグも発生するため不便である。また、省略可能とする対応については、ある程度自治体が独自に決めることができるようにしておいてもらえると有り難い。

(4) 対応方針案

論点に対し、ワーキング・グループでのご意見も踏まえた、今後の対応方針案は以下のとおり。

- ・ 例えば、介護予防訪問看護の指定を受けようとする事業所が、訪問看護の指定を受けている場合においては、既に都道府県知事に提出している書類について変更がないときは、それらの書類の提出を省略させることができることについて通知等により国から示していただくことを提案する。また、運用として行われている訪問看護と介護予防訪問看護の申請を同時に行う場合等の重複する書類の提出の一本化（片方を省略）について、法制上の整理が必要であるため、引き続き解決すべき課題としておく。
- ・ 今後、電子申請が可能になれば同一書類を複数の保険者へ提出することも可能となると推察されるため、指定権者が異なる場合の簡素化については、引き続き、状況を確認していく。
- ・ 「介護サービスと予防サービスで指定開始日が異なる場合、更新日を近い方に合わせて集約し、更新申請が6年に1度で済むようにする。」とする案について平成30年全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「介護保険法の規定により、指定サービス事業者等の指定等は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされているが、これらは、指定等の有効期間を規定するものであり、指定等の更新を6年未満で行うことを妨げるものではない。したがって、同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期限を合わせて更新することは、現行でも可能である。」と示されていることから、改めて通知等により国から示していただくことを提案するとともに、法制上の整理が必要であるため、引き続き解決すべき課題としておく。

【論点4】「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の様式例

(1) 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論の方向性

- 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」について、従来より国が参考様式を示しているが、専門委員会において、各自治体が国の参考様式に改変を加えた様式を使用していることが明らかとなり、中間取りまとめにおいて、「厚生労働省の示す参考様式につき、自治体の意見を確認する機会を設けながら、改訂を行う。」こととされた。
- これを踏まえ、まずは国が専門委員会における意見及び自治体の使用する様式の例を踏まえて参考様式を示し、自治体等から意見を得た上で、更なる見直しを進め、標準化を図っていく。

出典：「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」(第6回)(令和2年3月30日)
資料「介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組の進捗及び今後の進め方について」
2. 令和元年度内の取組について「「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」様式例の簡素化」より

- 今般、自治体及び事業者から寄せられたご意見等を踏まえ、全サービス種別の参考様式を作成し、「「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の参考様式の取り扱いについて(その2)」(令和2年9月30日付厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)を発出した。
- 令和2年9月30日付の事務連絡発出後、作業効率が良くなるといった肯定的なご意見も寄せられた一方で、「必ずこの様式を使わなければならないのか」「既に使用している事業所独自の勤務表(自治体とも協議済み)を引き続き使用したい。」といった事業者からのご意見も多くいただいたことを踏まえ、どのような対応が考えられるか。

出典：「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」(第7回)(令和2年11月13日)
資料「介護分野の文書に係る負担軽減について」論点⑤より

(2) 検討内容

ワーキング・グループでの主な意見は以下のとおり。

第2回ワーキング・グループでの主な意見

- ・ 基本的な考え方は、賛成したい。
- ・ 勤務形態一覧表は非常に複雑であり、大規模事業者では対応できるが、小規模事業者にとっては理解することも困難である。また、勤務形態一覧表は、人員基準を満たしているかどうかを判断する重要な材料である。事業所には、月ごとに勤務形態一覧表を作成し人員基準を満たしているか日頃から確認してほしいと伝えている。
- ・ 文書削減目的とし、今後、システム上で加算申請のやり取りを行うのであれば、「従業

者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を参照するだけで、純粋な夜勤時間帯の勤務時間の算出が可能な様式を作成していただきたい。

第3回ワーキング・グループでの主な意見

- ・ 常勤の時間数の考え方は、自治体によってばらつきがある。これも現場で感じる課題であり、考え方の統一等についても引き続き議論して頂きたい。
- ・ 一本化の例を提示いただくのは大事なことと認識したが、現状、既に多くの自治体では独自の様式が示されているなど多くのローカルルールがあり、どこまでの自治体がこの様式を活用いただけるか。
- ・ シフト表の提出で進めることに異論はないが、人員基準を確保しているか、シフト表の提出だけで確認できる事業所は多くはなく、実務としては個別での確認を繰り返している実態がある。「必要項目を満たしていればシフト表の提出で代替とする」の尺度は決める必要があるのではないか。

(3) 対応方針案

論点に対し、ワーキング・グループでのご意見も踏まえた、今後の対応方針案は以下のとおり。

- ・ 専門委員会及び、自治体・事業者の皆様からのご意見・ご指摘を踏まえ、様式例を修正し、国様式として改めて周知いただく。
- ・ 様式例とともに確認項目の一覧を周知することで、事業所独自の勤務表による提出も可能とすることも事務連絡にて案内いただく。

【論点5】様式例の整備（加算の添付書類等）

（1） 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による問題提起

○様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等） <指定申請・報酬請求>
総合事業は様式例が存在しない状況であり、国が様式例を示すべきとの指摘や、各種加算の要件を確認する文書について添付すべき書類が定められていないために差異が生じている場合があるといった指摘がある。今後、作成すべき様式例の範囲及び優先順位を検討し、必要な対応を行う。

（2） 検討事項

- 令和3年度に介護報酬改定が予定されており、算定要件等の見直しが見込まれる可能性がある。
- しかし、令和3年度から迅速な対応ができるよう、現状の算定状況を踏まえ、添付書類の要否、様式例の有無、添付書類の範囲について確認・整理しておくこととしてはどうか。

（3） 検討内容

ワーキング・グループでの主な意見は以下のとおり。

第2回ワーキング・グループでの主な意見

- ・そもそも勤務形態一覧表の作成の頻度は、新規指定もしくは更新申請で必要となるものであり、それが頻繁に作成する必要があるところに問題の根があると思う。
- ・論点1や論点4にかかわる勤務形態一覧表は28日分の書類を作成すれば済む話であるが、論点5のサービス提供体制強化加算において作成する勤務形態一覧表は毎月のものであるため、30日の場合もあれば31日の場合もある。このように尺度の異なるものを一体化することが可能なのか。
- ・算定率だけでなく、算定率が高くかつ変更の頻度の高いものから整理を検討してほしい。初回加算などは1回限りのものであるため、算定率は高いが検討の枠組みからは除外すべきである。

第3回ワーキング・グループでの主な意見

- ・将来的な検討課題とするという事務局案でよいと思う。将来的な議論の視点として、実施率の多い加算から様式例の簡素化を検討してほしい。また、事前届出を必須とする必要があるかも含めて検討していけると簡素化に繋がるのではないかと。
- ・加算は体制、実績算定、新たにアウトカム考え方が示されているため、実績算定については改善結果によるところもあるため、考え方の整理に含める必要があるかも検討いただきたい。

- ・ サービス提供体制強化加算については毎月状況を把握していく必要があり事業所の負担が大きいと認識している。常勤換算についての考え方が、自治体と事業所とで合致しないことが多く電話等での話し合いが必要となっている。用語の定義について共通認識が重要である。

(4) 対応方針案

論点に対し、ワーキング・グループでのご意見も踏まえた、今後の対応方針案は以下のとおり。

加算の届出にあたっては、以下の2つの区分ができる。

①実績により算定できる加算

②予め体制や計画（及び実績報告）等の届出や、定期的な実績報告等が求められる加算
よって、以下の視点で現状の算定項目、様式の有無、添付書類の範囲について整理し、令和3年度の報酬改定後の実態も踏まえ、既存の算定率も参考に考え方を示しておくこととする。

【論点6】様式例の整備（総合事業）

（1） 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による問題提起

○様式例の整備（総合事業、加算の添付書類等）＜指定申請・報酬請求＞
総合事業は様式例が存在しない状況であり、国が様式例を示すべきとの指摘や、各種加算の要件を確認する文書について添付すべき書類が定められていないために差異が生じている場合があるといった指摘がある。今後、作成すべき様式例の範囲及び優先順位を検討し、必要な対応を行う。

（2） 検討事項

- アンケート調査の結果、総合事業の指定申請の様式例を国が示した場合の指定申請の様式の変更有無については「変更する」と回答した自治体が63%であった。
- また、変更届の様式例を国から提示する必要性については、「必要がある」と回答した自治体が81%であり、その理由としては、「他自治体の保険者との整合性を図るため」や「複数自治体でサービスを提供している事業所側の負担軽減のため」が多く挙げられた。
- その他のサービスCを実施している自治体の中でも指定により実施している自治体はそれぞれ全体の2%と6%のみであり、その自治体の中でも「国から様式例を示す必要がある」と回答した自治体は約半数のみであった。
- 上記のアンケート調査結果を受け、総合事業についても、国より従前相当及びサービスAに関しては指定申請及び変更届の様式例を示してはどうか。

（3） 検討内容

ア. ヒアリング結果

ヒアリング調査結果は以下のとおり。

1. サービスB・Cの指定について	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の実情に応じ、各市町村が必要と判断した事業を委託により実施している。・ サービスC（訪問型・通所型）の各サービスについては指定ではなく、「補助」による実施である。（当該事業については、所管課にて、例年、サービス開始時期（4月・10月）に向けて新規に受け付けるための説明会等を開催。）
2. 変更届の提出理由について	<ul style="list-style-type: none">・ 総合事業の変更届にあつては、作成・審査の負担は存するものの、他市町村の所在の事業所が本自治体の総合事業の

指定を受けている場合や、居宅サービス等と一体的ではない単独型の事業所の場合等において、指定権者として現況が把握できないことによる支障が生じることのないように、変更届の提出を総合事業実施要綱にて介護給付サービスの場合と同様に定め、運用している。

- ・ 総合事業について、国から変更届の提出が不要であると指摘されたとしても、介護サービス情報公表システムへ反映されている情報があり、最新の情報を国民が検索できるようにするためには変更の状況をシステムに反映させる必要がある。よって、変更届の提出は継続して求めていく必要があると考えられる。

イ. ワーキング・グループでの主な意見

ワーキング・グループでの主な意見は以下のとおり。

第1回ワーキング・グループでの主な意見

- ・ 基準が示されていないため、各保険者が独自に試行錯誤している状況を認識した。国で様式例や項目、必要最小限の添付書類などを示していただくのが望ましい。更新の際に、介護保険事業と更新時期が異なる場合に一致させるならば、総合事業も含めて議論してほしい。また、通所型サービスAと通所介護サービスの一体化での人員基準・定数であるが、曜日ごとに変動がある場合、その度に変更届の提出が必要である。小規模な総合事業の事業所に対し、この部分を簡素化することも議論していただきたい。
- ・ 厚生労働省として、設備基準、人員基準の整理を今後どうするのか。総合事業の従前相当サービスを併設している通所介護事業所については、一体的に総合事業の設備基準、人員基準を満たすこととしながら、都道府県での訪問介護／通所介護では変更届を求めている。総合事業には変更届は存在しないが、先程の設備基準、人員基準の変更に対して避けて通れず、ねじれの関係にあるといえる。事業所の変更届に対しては、運営基準に独自に項目を追加している自治体もある。都道府県との連携で簡素化がどうあるべきかに難しさを感じる。
- ・ 総合事業の指定については、統一された資料がない。コロナ禍対応でも総合事業が該当するのか、どうかの問い合わせが多かった。厚生労働省として様式例や基準を提示してほしい。変更届については、都道府県が指定した通所介護事業所で書類を提出していない事業所があり、確認したところ、都道府県に提出したとの回答があり、都道府県に提出することで完了していると誤認している事業者もいる。周知の必要性を感じる。
- ・ 総合事業の処遇改善加算について、書類が年に2回、計画書提出が年に1回、実績報告が年に1回として、市町村独自基準では規定が存在しないが、従前相当では処遇改善に

準じて施行との要綱が作成されている。効率化のために介護給付だけでなく処遇改善加算でも一体的な取組が進むと有り難い。

第2回ワーキング・グループでの主な意見

- ・方針について異存はない。ICT化のベネフィットを国全体に浸透することを考えると、総合事業、障害者支援事業、併設型施設など揃えられるものは全て揃えていくことを検討すべきである。老人福祉法に関する届出についても同様である。揃えられないものをどのように処理するかを次に検討すべきである。行政の負担を軽減するとなると、チェックロジックをブラウザ上で走らせることで、事業者の自律的なチェックを促進していくことが重要となる。ICT化の中で、どのような環境でどのようなアプリケーションを構築し、どのようなデータを連結させるのか、といった議論も必要となる。そちらの議論にかなり依存するのではないか。
- ・介護給付と揃えられる部分は全て揃えていくことが重要である。ただし、サービスCまで含めて揃えられるかは要検討である。アンケートの結果も見て、自治体独自の事業展開も含めて検討する必要がある。多くの自治体は、介護予防の担当セクションは介護給付本体を担当するセクションと異なっている。介護予防を担当しているセクションにも、介護文書簡素化・標準化の情報を発信していく必要がある。
- ・総合事業は自治体の独自性が重視される事業であるが、従来は介護保険給付の中にあつた従前相当サービスやサービスAについての文書が簡素化できれば、事業所から見て効果は大きい。従前相当やサービスAについては、より一層、介護給付本体や介護予防サービスと一体的な文書になっていけば有り難い。アンケートについては、問1や問2は聞き方を工夫する必要がある。例えば、従前相当サービスは国の介護給付の指定申請様式を参考に作成しているかもしれないが、サービスAやCは独自の様式を用いている可能性もある。全てをひとまとめに質問するのは難しいのではないか。
- ・総合事業においても将来のICT化を考えると、どの程度データが再利用されるかは考慮する必要があるのではないか。利活用されないデータは届出不要ではないか。
- ・アンケート項目はまだ精査されるのか。多様なサービスを展開している自治体では、訪問型サービスAについても介護給付と一体的に実施されている場合や単独で実施されている場合など、様々な事業者が存在している。そのような点は区分けして質問する方がよいのではないか。

第3回ワーキング・グループでの主な意見

- ・大きなテーマであり、是非検討を進めてほしい。今回は自治体向け調査だが、事業所の実態把握も行ってほしい。従前相当・サービスAから様式を示すという方向で案が示されているが、サービスAについては是非進めてほしい。サービスCについては、自治体と事業所で意見が異なる可能性もある。事業者の意見も把握した上で進めていただきたい

い。特にサービス C については一般介護予防との連携の議論も進んでいるところであるため、その他の類型やその他の一般介護予防にも派生していくと思うが、是非検討を進めていっていただきたい。

- ・「サービス C を実施している自治体」の数は少ないが、制度として存在しているので、サービス C の検討もよろしくお願ひしたい。
- ・「サービス C」を委託で実施している自治体が多いのではないかと。委託で実施する場合は仕様書のみであり、個々の指定事務が不要となる。総合事業の全てのサービスについて指定を行う必要があるのか検討していくべきである。指定の場合、報酬請求についても国保連を通じて行わなければならないなど、負担も大きくなる。よって、総合事業については、こういった場合には指定で実施するのがよいなど、アドバイスとして示していただくと参考になるのではないかと。
- ・対応方針（案）で「従前相当及びサービス A に関しては指定申請及び変更届の様式例を示し」とあるが、介護給付と介護予防給付を一体的に実施している事業者も多いと考えられるため、なるべく統一的な方法を示してほしい。これまで保険者に示されてこなかったため、独自のやり方で進められてきたところである。やり方が示されれば、保険者もそれに準じる場所が多いと思われる。
- ・また、論点 3 に示された「同一の事業所で実施している介護サービス/予防サービスで類似の書類一本化」について、地域密着型の通所サービス、訪問サービスについても申請のタイミングを揃えてもらうことで、簡素化することができるのではないかと。提出窓口が異なることもあるが、事業者の負担軽減を考えるならば、総合事業も含めて検討いただくとよいのではないかと。

ウ. アンケート調査実施概要

総合事業の指定申請・変更業務等に関する全国の状況を確認するため、以下のとおり、「介護予防・日常生活支援事業の指定申請（変更届）等についてのアンケート」調査を実施した。

① 調査対象・方法

- 調査対象：全国の介護保険保険者の市区町村（悉皆）
- 調査方法：電子調査票による回答

② 調査時期・回答数

- 調査時期：令和 3 年 2～3 月
- 回答数：1,024（無効票を除く、介護予防・日常生活支援事業の事務について広域連合・一部事務組合等で一体的に運営を行っている場合は広域連合・一部事務連合より回答）

③ 調査項目

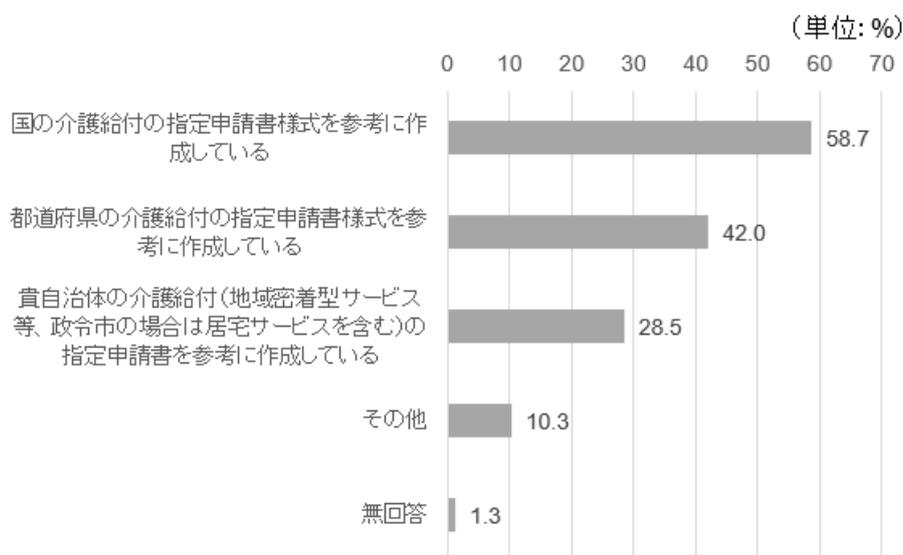
- 指定申請の様式について
- 指定申請の変更届について
- サービスCの指定について
- 総合事業に係るサービス事業所の台帳管理、公表について

④ 調査結果概要

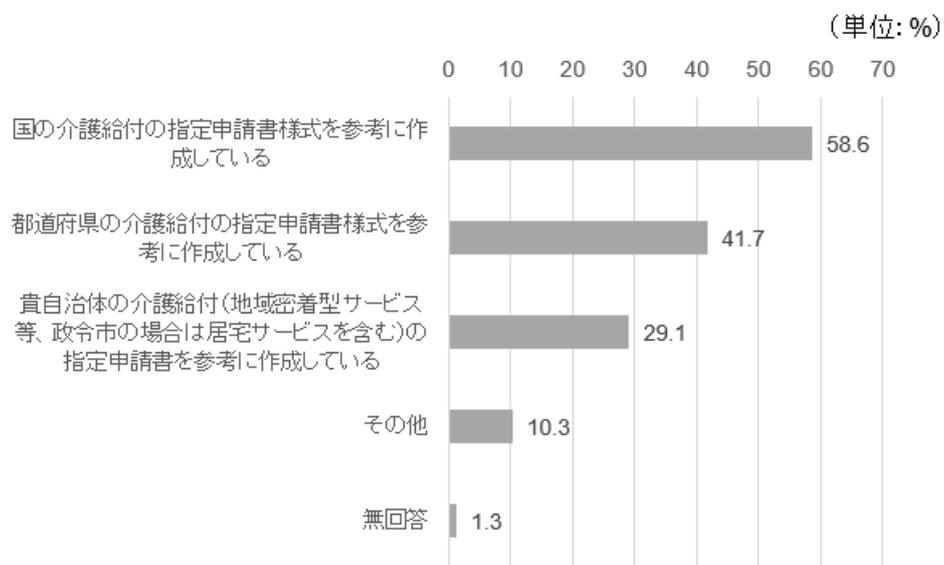
アンケート調査における総合事業（従前相当・サービスA）の指定申請の様式の状況は以下のとおり。訪問型、通所型ともに「国の介護給付の指定申請書様式を参考に作成している」と回答した自治体が最も多く、それぞれ59%であった。

次いで回答が多かったのは訪問型、通所型ともに「都道府県の介護給付の指定申請書様式を参考に作成している」と回答した自治体がそれぞれ42%であった。

図表 2 総合事業の指定申請様式の作成方法（訪問型）（複数回答）（n=1,024）



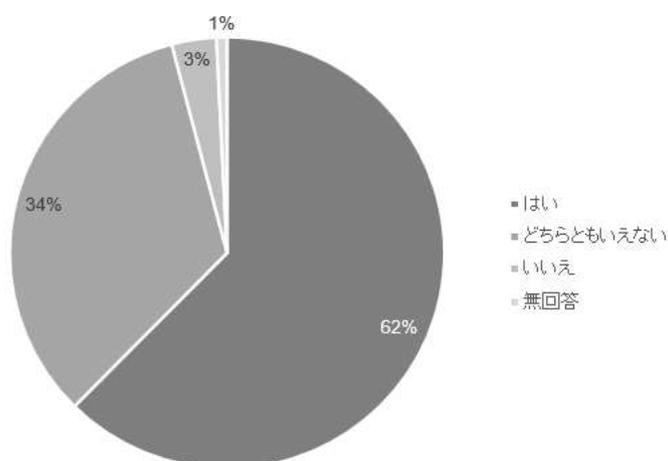
図表 3 総合事業の指定申請様式の作成方法（通所型）（複数回答）（n=1,024）



アンケート調査における総合事業の指定申請の様式例を国が示した場合の指定申請の様式の変更有無については「変更する」と回答した自治体が 62%であった。

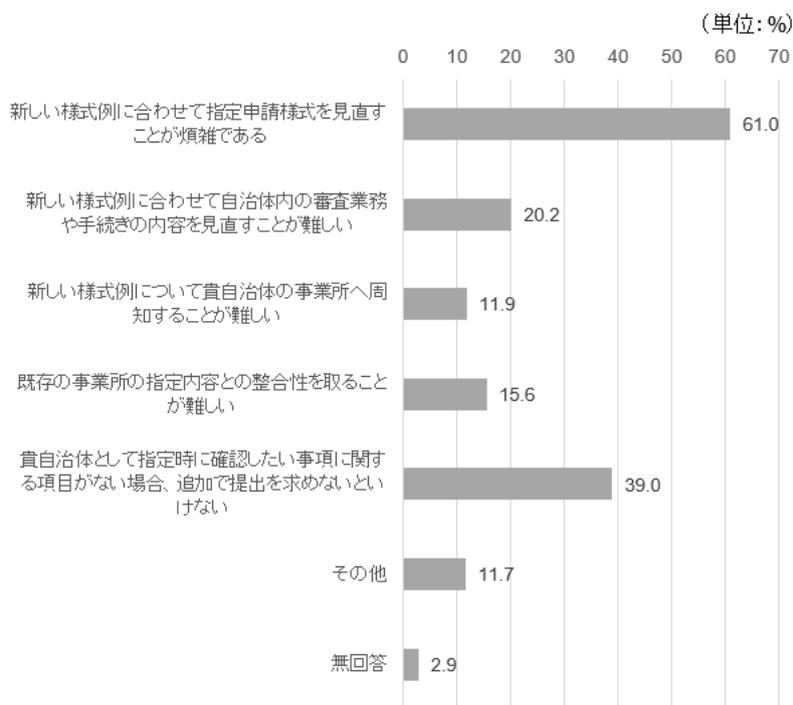
また、指定申請の様式例を国が示した場合の指定申請の様式の変更における問題点・不都合については、「新しい様式例に合わせて指定申請様式を見直すことが煩雑である」との回答が最も多く、61%であった。

図表 4 総合事業の指定申請の様式例を国が示した場合、指定申請の様式を変更しますか（n=1,024）



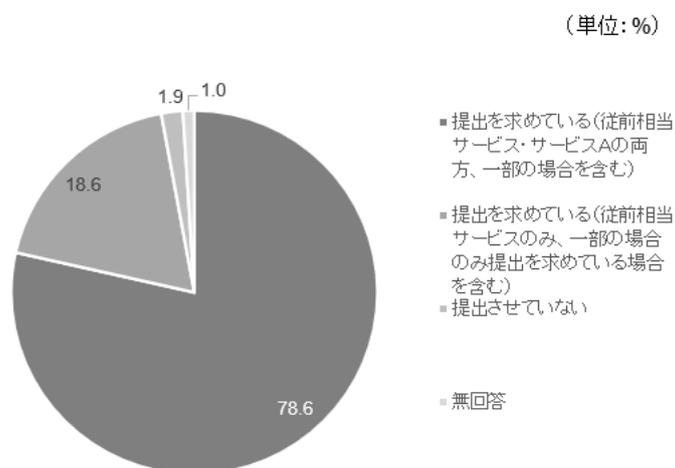
図表 5 指定申請の様式例を国が示した場合、指定申請の様式の変更における
問題点・不都合について（複数回答）（n=377）

【図表 4 で「どちらともいえない」または「いいえ」と回答した場合】

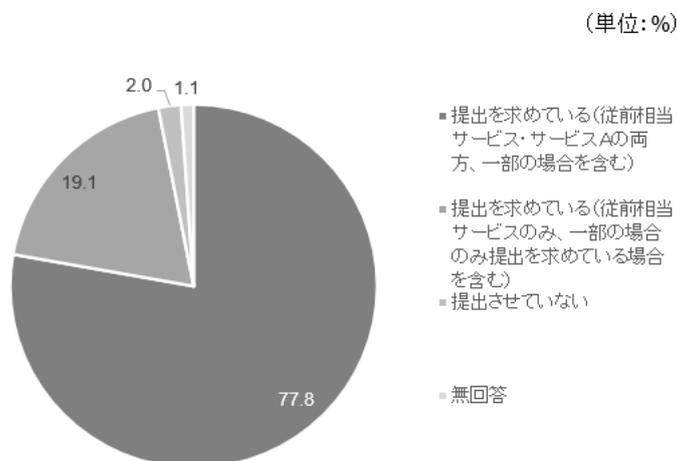


アンケート調査における総合事業の指定申請の変更届の提出状況については、訪問型では 79%、通所型では 78%の自治体が従前相当サービス及びサービス A の両方に対して変更届の「提出を求めている」状況であった。

図表 6 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（訪問型）
（n=1,024）

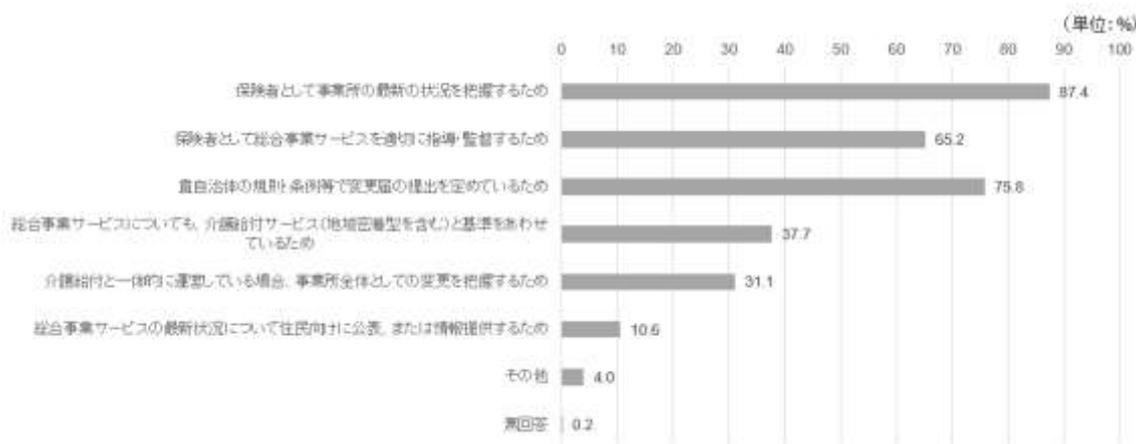


図表 7 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（通所型）
（n=1,024）



また、変更届の提出を求めている理由については、「保険者として事業所の最新の状況を把握するため」と回答した自治体が 87%と最も多く、次いで「自治体の規則・条例等で変更届の提出を定めているため」と回答した自治体も 76%であった。

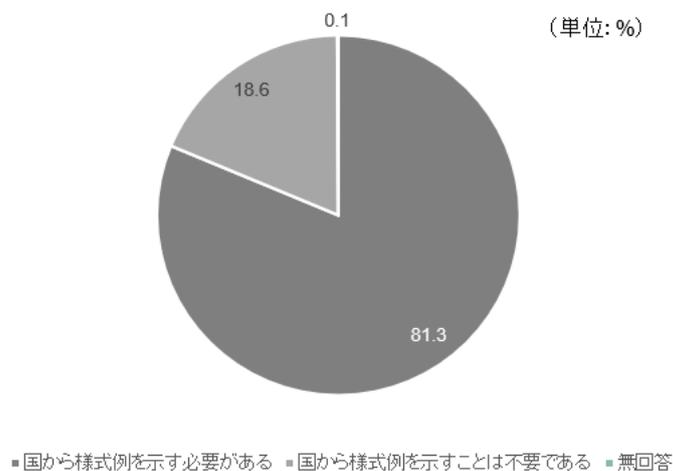
図表 8 変更届の提出を求めている理由について（複数回答）（n=998）
【図表 6 または図表 7 で「提出を求めている」と回答した場合】



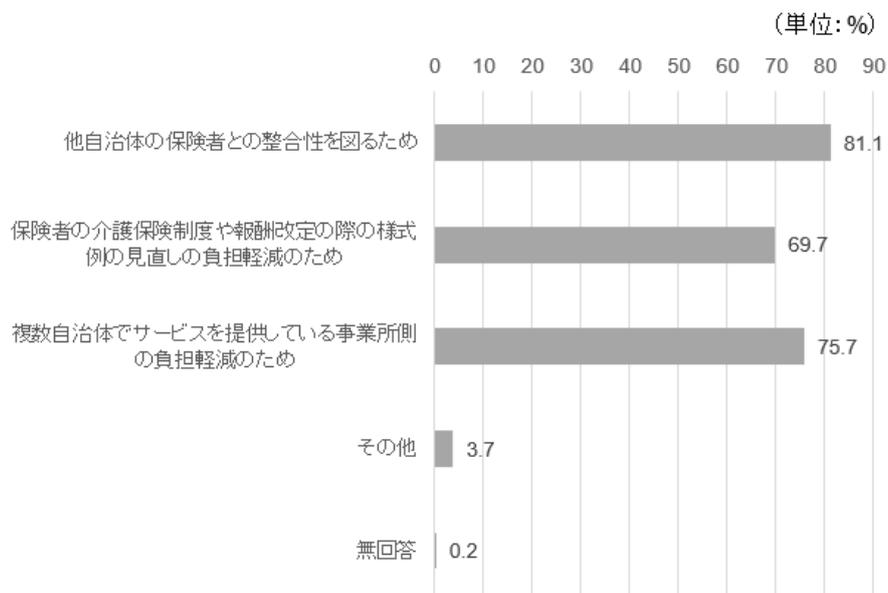
変更届の様式例を国から提示する必要性については、「必要がある」と回答した自治体が 81%であった。

「国から様式例を示す必要がある」と回答した場合、変更届の様式例を国から提示する必要がある理由については、「他自治体の保険者との整合性を図るため」と回答した自治体が 81%と最も多く、次いで「複数自治体でサービスを提供している事業所側の負担軽減のため」と回答した自治体も 76%であった。

図表 9 変更届の様式例を国から提示する必要性 (n=998)
 【図表 6 または図表 7 で「提出を求めている」と回答した場合】

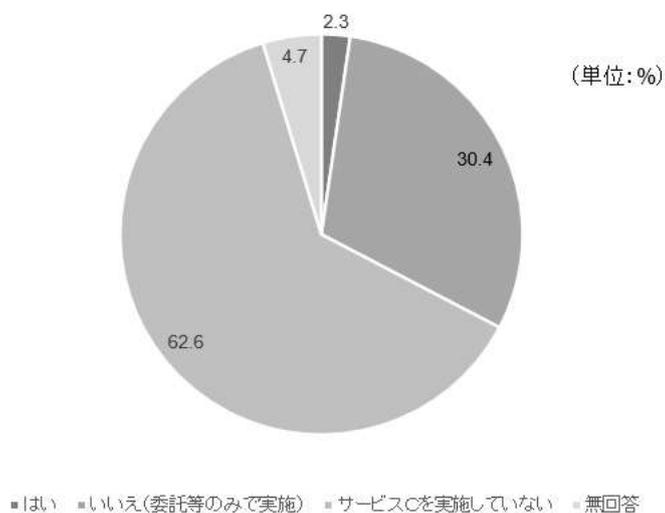


図表 10 変更届の様式例を国から提示する必要がある理由について (複数回答)
 (n=811) 【図表 9 で「国から様式例を示す必要がある」と回答した場合】

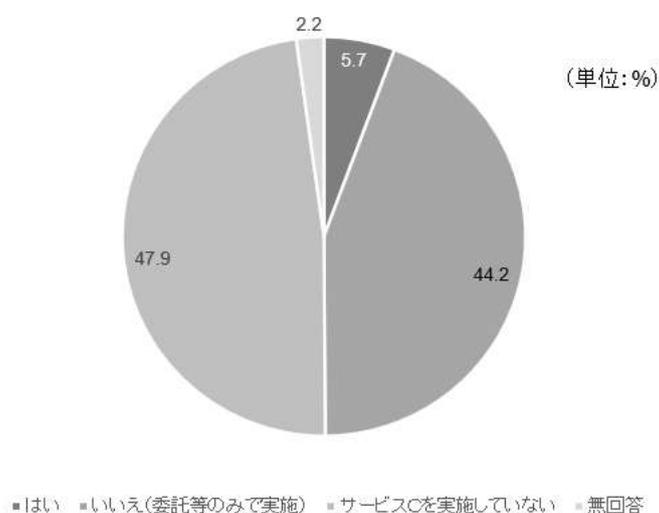


総合事業のサービスCについて指定の状況については、訪問型、通所型ともに「サービスCを実施していない」自治体が63%と48%であったが、サービスCを実施している自治体の中でも指定により実施している自治体はそれぞれ全体の2%と6%のみであった。

図表 11 サービスCについて、事業所の指定（指定制度）により実施していますか
（訪問型）（n=1,024）

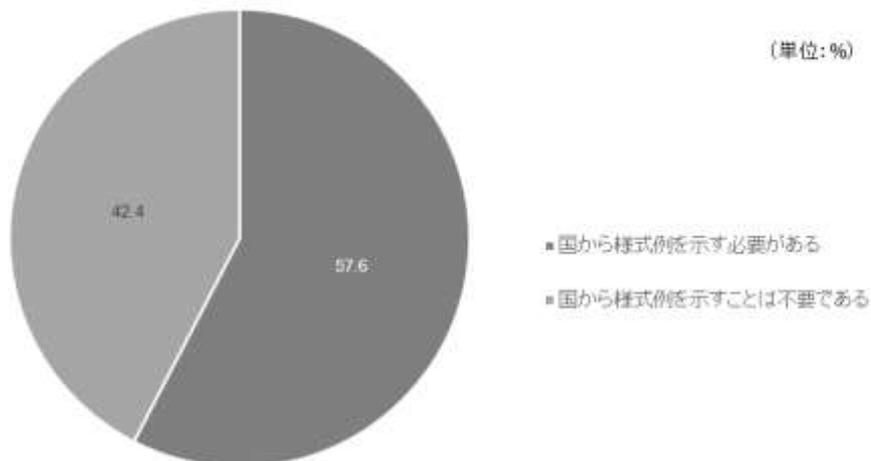


図表 12 サービスCについて、事業所の指定（指定制度）により実施していますか
（通所型）（n=1,024）



サービスCを指定制度により実施している自治体について、サービスCに係る指定申請の様式例を国から提示する必要があるかについては、「国から様式例を示す必要がある」と回答した自治体が58%、「国から様式例を示すことは不要である」と回答した自治体が42%であった。

図表 13 サービスCに係る指定申請の様式例を国から提示する必要はありますか
(n=59)【図表 11 または図表 12 で「はい」と回答した場合】



※訪問型（図表 11）または通所型（図表 12）についてサービス C のいずれかを指定制度より実施していると回答した自治体は 59 自治体のみ

（４） 対応方針案

論点に対し、ワーキング・グループでのご意見も踏まえた、今後の対応方針案は以下のとおり。

- 総合事業の様式例の整備について、上記のアンケート調査結果を踏まえ、国より、従前相当サービス及びサービスAに関して、指定申請および変更届に係る様式例を、国の介護給付の指定申請様式例を参考に作成し、提示してはどうか。
- サービスCの指定に係る申請については、指定による実施有無や指定要件にばらつきが大きいことから、様式例の提示は行わないこととしてはどうか。

【論点7】ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法

(1) 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による問題提起

○ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法<指定申請・報酬請求>

指定申請や報酬請求に関し、不明確なルールや解釈の幅を少なくするため、ガイドラインやハンドブックがあるとよいとの意見があったが、今後、様式例以外にも標準化のために有効な方法がないか検討し、必要な対応を行う。

(2) 検討事項

以下の点を検討事項とした。

- ローカルルールをなくすために必要な様式例の有無、添付書類の範囲について確認・整理しておくこととしてはどうか。
- 様式例、添付書類の範囲以外にローカルルールを是正するための策として考えられることはあるか。

(3) 検討内容

ワーキング・グループでの主な意見は以下のとおり。

- ・ガイドライン、ハンドブック等があるとよい。ガイドライン、ハンドブック等の中で、申請書類について何故それが必要なのか、何を見るための書類かという理由説明も示して欲しい。提出理由や意味がわからないと、作成のミスや負担感が増える。Q&A形式の質問や疑問に対する回答もあるとよい。
- ・ガイドラインやハンドブックを作成するというよりは、解釈を中心に整理すると理解した。あまり細かいものを作成してもバージョンアップが難しくなる。細かい文書をチェックすることは負担が大きいので、動画を活用することも検討してほしい。更に細かい点はQ&A形式がよい
- ・現場の事業所は自分の提供している介護サービスについての的確な情報を得たいと考えているが、保険者等からの発信では幅広い広範な情報となっており、必要な情報を見つけきれない状況に陥っている。どのサービスについての情報発信なのか、サービス分類別の「タグ付け」があると必要な情報を検索しやすいので、是非お願いしたい。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大において、居宅介護支援事業所における報酬請求について、給付管理表がなくても報酬請求を認めると厚生ガイドライン、ハンドブック等の作成にあたっては、何故この書類が必要なのか明示し共通認識を持つことがまずは大事である。
- ・ガイドライン、ハンドブック等を作成するとなると、3年ごとの報酬改定や6年ごとの法改正にバージョンアップが追いつくかという点も非現実的である。

(4) 対応方針案

論点に対し、ワーキング・グループでのご意見も踏まえた、今後の対応方針案は以下のとおり。

- ・ 指定基準や介護報酬については、解釈通知・留意事項通知・Q&Aによって解釈が示されており、介護報酬改定等を踏まえ、定期的に更新されている。
- ・ 一方で、指定申請等については介護保険法施行規則に定められており、自治体の実務に関しては全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等で示されている事項はあるものの、ガイドラインのようなものはなかったところ、令和2年3月6日に「社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」中間とりまとめを踏まえた対応について」（老発0306第8号厚生労働省老健局長）において、指定申請に関する添付資料の簡素化や提出方法などの指針が示された。
- ・ 本調査研究事業で検討した各論点の対応方針案を参考に、国から通知等により具体的な対策が周知されることで、今後、指定申請等の標準化が進んでいくのではないかと。
- ・ 今後、引き続き介護分野の文書の標準化・簡素化の対応策が示されるとともに、介護サービス情報公表システムの改修によるウェブ入力・電子申請の機能の実装化が予定されており、これらの対応状況を踏まえた事務フローの変更が想定される。よって、これらの検討状況や指定申請・報酬請求に関する事務フロー等の変更を把握した上で、運用指針（ガイドライン）として整理することとしてはどうか。

3. 介護分野の簡素化・標準化に向けた対応案

各論点に関する対応方針案に基づき整理した事項は以下のとおり。

(1) 変更届に添付を求めている書類の標準化

変更届に添付を求めている書類について、サービス種別ごとに以下のとおり整理した。

図表 14 変更届出への標準添付書類（居宅サービス）

項目	変更届出への標準添付書類（案）	留意事項	看護	定期巡回・随時対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入	看護小規模多機能型居宅介護（指定複合型サービス事業者）	指定居宅介護支援等
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみ場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の種別等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
事業所の平面図	・平面図（1の参考様式2/2の参考様式3）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
事業所の平面図及び設備の概要	・平面図及び設備の概要（1の参考様式2、3/2の参考様式3、4）	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（参考様式2、3/2の参考様式3、4）	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・管理者の経歴（2の参考様式2） ・（必要に応じて）資格証の写し	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○
運営規程	・変更後の運営規程	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員/入居定員及び居室数/入所定員	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程	・変更後の運営規程	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【変更事項が上記の①～③以外の場合】 協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・変更後の運営規程	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧（参考様式7） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載可。	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

図表 15 変更届出への標準添付書類（施設サービス）

項目	変更届出への標準添付書類（案）	留意事項	指定 介護 老人 福祉 施設	介護 老人 保健 施設	指定 介護 療養 型 医療 施設	介護 医療 院
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等		○	○	○	○
事業所の種別等	—		—	—	○	—
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図	・左記の変更内容がわかるもの		—	○	—	○
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの		○	○	○	○
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（参考様式2、3/2の参考様式3、4）	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（参考様式2、3/2の参考様式3、4）		○	○	—	○
施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	・左記の変更内容がわかるもの		—	○	—	○
入所定員	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・入所定員の場合は、運営規程	—	○	—	○
施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が以下の①または②のいずれかの場合】 ①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②入所定員/入院患者の定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し		○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①・②以外の場合】	・変更後の運営規程					
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの		○	○	—	○
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧（参考様式7） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。	○	○	○	○

図表 16 変更届出への標準添付書類（地域密着型サービス、居宅介護支援）

項目	変更届出への標準添付書類（案）	留意事項	看護	定期巡回・随時対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護（指定複合型サービス事業者）	指定居宅介護支援等
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書 ・誓約書	代表者の姓、住所または職名の変更のみ の場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の種別等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
事業所の平面図	・平面図（1の参考様式2/2の参考様式3）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
事業所の平面図及び設備の概要	・平面図及び設備の概要（1の参考様式2、3/2の参考様式3、4）	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要（参考様式2、3/2の参考様式3、4）	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。）	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・管理者の経歴（2の参考様式2） ・（必要に応じて）資格証の写し	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○
運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員/入居定員及び居室数/入所定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・（必要に応じて）資格証の写し	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧（参考様式7） ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可。	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 更新申請時に求める文書の簡素化

更新申請の際、変更のない場合に省略できる文書について以下のとおり整理した。この整理結果を基に国が公表しているサービス種別ごとの付表にチェックリストとして提示することを提案した。

図表 17 更新申請時の添付文書一覧

項目	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	シヨクン	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	シヨクン	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業の開始（開設）の予定年月日	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の使用許可証の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の種別等	—	—	○	○	○	—	○	○	—	○	○
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
特別養護老人ホームの認可証等の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の平面図	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—
事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の平面図及び設備の概要	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用者・入所者等の推定（予定）数	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
入所者等の定員、利用者（入院患者）の推定数	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—
関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他指定に関し必要と認める事項	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

項目	介護 特定 施設 入居者 生活	福祉 用具 貸与	特定 福祉 用具 販売	型 訪問 介護 看護 看 護	定期 巡回 ・ 随 時 対 応	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	地 域 密 着 型 通 所 介 護	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	介 護 小 規 模 多 機 能 型 居 宅	活 介 護 認 知 症 対 応 型 共 同 生
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事業の開始（開設）の予定年月日	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の使用許可証の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の種別等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別養護老人ホームの認可証等の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の平面図	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の平面図及び設備の概要	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○
施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用者・入所者等の推定（予定）数	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○
入所者等の定員、利用者（入院患者）の推定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(指定居宅サービス等基準第百三十三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○
関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	◎	—	—	—	—	—	—	◎	◎	◎
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	—
その他指定に関し必要と認める事項	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

項目	居 者 生 活 介 護	地 域 密 着 型 特 定 施 設 入	社 施 設 入 所 者 生 活 介 護 入	地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉	サ ー ビ ス 事 業 者)	宅 介 護 （ 指 定 複 合 型 ）	看 護 小 規 模 多 機 能 型 居	指 定 居 宅 介 護 支 援 等	指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設	設 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施	介 護 医 療 院
事業所・施設の名称及び所在地（開設の場所）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事業の開始（開設）の予定年月日	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設の使用許可証の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
事業所の種別等	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—
特別養護老人ホーム又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別養護老人ホームの認可証等の写し	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
本体施設がある場合、当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	—	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
事業所の平面図	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
事業所の平面図並びに設備及び備品の概要	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の平面図及び設備の概要	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—	○
施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	○
利用者・入所者等の推定（予定）数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
入所者等の定員、利用者（入院患者）の推定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに免許証の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法(指定居宅サービス等基準第二百三条第三項前段の規定により保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—	○
関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他指定に関し必要と認める事項	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

- ◎・・・更新申請において、変更の有無にかかわらず省略不可の項目
- ・・・更新申請において、変更がなければ省略可能な項目
- ・・・更新申請では不要の項目
- ・・・自治体の判断で求める項目（その他指定に関し必要と認める事項）

図表 18 チェックリスト (案) (例：通所介護 (療養通所介護))

(別添)

付表 6 通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項 添付書類・チェックリスト

必要書類の添付漏れがないか確認(☑を記載)し、付表と合わせて提出してください。

	添付書類	参考様式	新規指定申請 (※1)	更新申請 (※2)	備考
1	登記事項証明書又は条例等		<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	
2	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	
3	平面図	参考様式2	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	
4	設備・備品等一覧表	参考様式3	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	
5	運営規程		<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付省略	
7	誓約書	参考様式6	<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 添付	

※1 新規指定申請の際は、全ての添付書類を提出してください。

※2 更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。
添付を省略する場合には、「添付省略」にチェックを付けてください。
届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。

提出者(問合せ先)	
事業所名	
担当者名	
電 話	
メールアドレス	

(3) 勤務表_必要項目一覧

事業所独自の勤務表による提出も可能とするにあたり、以下のとおり勤務表に必要な項目を一覧に整理した。

図表 19 勤務表_必要項目一覧 (居宅・施設)

		訪問介護	浴(介護予防)訪問入	護(介護予防)訪問看	ハ(介護予防)訪問リ	養(介護予防)居宅療	通所介護	ハ(介護予防)通所リ	所(介護予防)短期入	所(介護予防)短期入	設(介護予防)特定施	具(介護予防)福祉用	社(介護予防)特定福	介(介護予防)福祉施設	介(介護予防)保健施設	介(介護予防)医療施設	介(介護予防)医療施設
サービス 共通	サービス種別	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	事業所名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	職種	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	勤務形態(常勤・非常勤/専従・兼務)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	資格・修了研修	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	氏名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	日々の勤務時間(勤務時間帯)/従業者(※1)ごと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	当月の勤務時間数合計/従業者(※1)ごと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	兼務状況(兼務内容、兼務)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	常勤の従業者が勤務すべき時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
利用者(入所者・入院患者)	●	-	-	-	-	●	●	●	●	●	-	-	●	●	●	●	
通い サービス	サービス提供の単位	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス提供時間帯	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス提供時間内の勤務時間数/従業者(※1)ごと	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス提供時間内の勤務延時間数(※2)	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	サービス提供時間数(平均提供時間数)(※3)	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅・施設 サービス	ユニット(ユニット型の場合)	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	●	●	●	●
	宿直	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	夜勤時間帯(夜間・深夜時間帯)/宿直時間帯	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 従業者：ここでは人員に関する基準で規定されている職種の従業者を指します。

(※2) サービス提供時間内の勤務延時間数：サービス提供時間内に勤務する時間数の合計をいいます。

(※3) 平均提供時間数：利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数

(※4) 「勤務時間帯」の代わりに「勤務時間数」でも可

【留意事項】

- ・ 上表は人員配置基準を確認するために、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」として必要な項目をサービス種別ごとにまとめたものです。人員配置基準の詳細は各サービスの指定基準を確認してください。

- ・ 人員配置基準の確認に必要な項目であっても、他の資料（申請書・付表、運営規定等）で確認可能なものは「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目とはしていません。（例：事業所の営業日、営業時間、定員など）
- ・ 上表に記載された項目であっても、他の提出資料によって確認が可能な場合は、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」上に記載がなくとも差し支えありません。
- ・ 加算を適用する場合や、見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和を適用する場合などにおいては、上表に記載の項目以外の情報も必要となるので、指定基準・告示等を確認してください。

図表 20 勤務表_必要項目一覧（地域密着型・居宅介護支援）

		夜間対応型訪問介護	（予防） 認知症対応型通所介護	（予防） 小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護（予防）	者生活介護	地域密着型特定施設入居	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉	問介巡回・随時対応型訪問	定期巡回・随時対応型訪問	規模多機能型居宅介護（複合型サービス（看護小	複合型サービス（看護小	地域密着型通所介護	療養通所介護	支居宅介護支援／介護予防	
サービス 共通	サービス種別	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	事業所名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	職種	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	勤務形態（常勤・非常勤／専従・兼務）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	資格・修了研修	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	氏名	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日々の勤務時間（勤務時間帯）／従業者（※1）ごと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● (※4)
	当月の勤務時間数合計／従業者（※1）ごと	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	兼務状況（兼務内容、兼務先）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	常勤の従業者が勤務すべき時間数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	利用者（入所者・入院患者）の数	-	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●
通い サービス	サービス提供の単位	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	
	サービス提供時間帯	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	
	サービス提供時間内の勤務時間数／従業者（※1）ごと	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	
	サービス提供時間内の勤務延時間数（※2）	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	
	サービス提供時間数（平均提供時間数）（※3）	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	
居住・施設 サービス	ユニット（ユニット型の場合）	-	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
	宿直	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	
	夜勤時間帯（夜間・深夜時間帯）／宿直時間帯	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	

- (※1) 従業者：ここでは人員に関する基準で規定されている職種の従業者を指します。
- (※2) サービス提供時間内の勤務延時間数：サービス提供時間内に勤務する時間数の合計をいいます。
- (※3) 平均提供時間数：利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数
- (※4) 「勤務時間帯」の代わりに「勤務時間数」でも可
- (※5) 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の場合は、設備を共用するサービス（指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設）の項目についても必要です。

【留意事項】

- ・ 上表は人員配置基準を確認するために、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」として必要な項目をサービス種別ごとにまとめたものです。人員配置基準の詳細は各サービスの指定基準を確認してください。
- ・ 人員配置基準の確認に必要な項目であっても、他の資料（申請書・付表、運営規定等）で確認可能なものは「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目とはしていません。（例：事業所の営業日、営業時間、定員など）
- ・ 上表に記載された項目であっても、他の提出資料によって確認が可能な場合は、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」上に記載がなくとも差し支えありません。
- ・ 加算を適用する場合や、見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和を適用する場合などにおいては、上表に記載の項目以外の情報も必要となるので、指定基準・告示等を確認してください。

4. 今後の課題

本事業では、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において議論された事項のうち、主に指定申請・報酬請求の「簡素化」及び「標準化」に関する「1～2年以内の取組」について、実態把握、課題の整理・分析及び対応方策案の具体化に向けた検討を行った。本事業で検討された内容は、都度、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」にも提示され、令和3年度以降、具体的な対応方策が実施される予定である。

上記を踏まえ、各保険者において、国から示された指定申請・報酬請求にあたっての文書の「簡素化」及び「標準化」の具体策について、積極的に取り組み、その対応方法について、介護施設・事業所へ広く周知することが期待される。

今後は、国から示された「簡素化」及び「標準化」の具体策について、各保険者における対応状況や介護施設・事業所の負担軽減の効果について実態把握を行うことも必要である。取り組みが進んでいない場合には、その阻害要因についても把握し、必要な対策の検討・実行するための支援なども継続的に実施していくことが重要と考えられる。

また、本事業におけるワーキング・グループの議論において、個々の課題に対する対策の検討のみならず、介護保険制度における国と地方自治の役割の明確化やウェブ入力・電子申請の実現を踏まえた将来像（目指すべき姿）の検討の必要性も今後の課題として挙げられた。

本事業では論点として提示した全ての課題に対する具体的な対応策を示すに至っていない。よって、本事業で具体策を示すことができたことで改善が期待される点と今後引き続き検討が必要な事項について以下のとおり整理した。引き続き検討が必要な課題については、次年度以降も継続的な検討が望まれる。

図表 21 改善が期待される点と今後の検討課題

本事業で検討した論点	介護施設・事業所	保険者
【論点1】 変更届の頻度等の取り扱い ①変更届に添付を求めている書類の標準化	保険者による添付書類のばらつきが低減され、負担軽減に繋がることが期待される。	現状の提出を求めている書類の精査が行われ、確認書類の絞り込み、文書管理の負担軽減に繋がることが期待される。
②運営規定に係る「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更	変更届の提出頻度が削減でき、負担軽減に繋がることが期待される。	変更届に対する確認事務が削減でき、負担軽減に繋がることを期待される。

本事業で検討した論点	介護施設・事業所	保険者
③遅延届の取り扱いについて	国から保険者へ柔軟な対応を求めてもらうことで、提出書類が削減でき、負担軽減に繋がることが期待される。	国から方向性が示されることで、柔軟な対応が検討され、遅延届の授受に関する負担軽減に繋がることが期待される。
【論点2】 更新申請時に求める文書の簡素化	変更のない文書の提出が省略でき、負担軽減に繋がることが期待される。 チェックリストによる事業者自身の自己点検が行われ、人員配置基準、運営基準の適正化が期待される。	受領書類が削減され、確認書類の絞り込み、文書管理の負担軽減に繋がることが期待される。 ただし、変更届が適切に提出されているか確認が困難になる可能性が考えられるが、ウェブ入力・電子申請が可能になることで最新情報の把握が用意になり、改善されることが考えられる。
【論点3】 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化	限定的な範囲において同一の添付書類がある場合の省略が可能となり、負担軽減に繋がることが期待される。	所管部署が異なる場合には、書類の確認・保管にあたり工夫が必要になる可能性がある。
	※今後、電子申請が可能となった場合には、異なる保険者（複数部署）への同時申請も可能となり、改善されることが考えられる。	
【論点4】 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」の様式例	新たな様式例が示されることで書類作成が容易になる。また、事業所独自の勤務表による提出も可能となり、負担軽減に繋がることが期待される。	必要な確認事項が明確になり、確認時間の削減に繋がることが期待される。 一方、事業所独自の勤務表による提出の場合、様式が異なるため、負担増に繋がる懸念がある。
【論点5】 様式例の整備（加算の添付書類等）	※令和3年度の報酬改定後の実態も踏まえ、引き続き、今後の検討課題である。	

本事業で検討した論点	介護施設・事業所	保険者
【論点6】 様式例の整備（総合事業）	※アンケート調査の結果も踏まえ、引き続き、今後の検討課題である。	
【論点7】 ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法	※今後の「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の議論や、ウェブ入力・電子申請の実現による事務手続きの方法等を踏まえ、運用指針（ガイドライン）として整理することとし、引き続き、今後の検討課題である。	

参考資料

「介護予防・日常生活支援事業の指定申請（変更届）等についてのアンケート」調査結果

1. 指定申請について

表 1 総合事業の指定申請の様式の作成について（訪問型）（複数回答）

調査数	国の介護給付の指定申請書様式を参考に作成している	都道府県の介護給付の指定申請書様式を参考に作成している	貴自治体の介護給付（地域密着型サービス等）の指定申請書を参考に作成している	その他	無回答
1024	601	430	292	105	13
100%	58.7%	42%	28.5%	10.3%	1.3%

表 2 総合事業の指定申請の様式の作成について（通所型）（複数回答）

調査数	国の介護給付の指定申請書様式を参考に作成している	都道府県の介護給付の指定申請書様式を参考に作成している	貴自治体の介護給付（地域密着型サービス等）の指定申請書を参考に作成している	その他	無回答
1024	600	427	298	105	13
100%	58.6%	41.7%	29.1%	10.3%	1.3%

表 3 総合事業の指定申請の様式例を国が示した場合、指定申請の様式を変更しますか。

調査数	はい	どちらともいえない	いいえ	無回答
1024	639	343	34	8
100%	62.4%	33.5%	3.3%	0.8%

表 4 指定申請の様式例を国が示した場合、指定申請の様式の変更における問題点・不都合について（複数回答）

調査数	新しい様式例に合わせた指定申請	新しい様式例に合わせた自治体内の審査業務や手続きの内容を見直すことが難しい	新しい様式例について、自治体の事業所へ周知すること自体が難しい	既存の事業所の指定内容との整合性を取ることに難しい	追加事項に関する求めない、いいかげない	貴自治体として指定時に確認した	その他	無回答
377	230	76	45	59	147	44	11	
100%	61%	20.2%	11.9%	15.6%	39%	11.7%	2.9%	

表 5 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（訪問型）

調査数	一部を求めたサービスを含む（従前相当、）	提出を求めたサービスを含む（従前相当のみ）	提出を求めたサービスを含む（従前相当のみ）	提出させていない	無回答
1024 100%	805 78.6%	190 18.6%	19 1.9%	10 1%	

表 6 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（通所型）

調査数	一部を求めたサービスを含む（従前相当、）	提出を求めたサービスを含む（従前相当のみ）	提出を求めたサービスを含む（従前相当のみ）	提出させていない	無回答
1024 100%	797 77.8%	196 19.1%	20 2%	11 1.1%	

表 7 変更届の提出を求めている理由について（複数回答）

【表 5 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（訪問型）又は表 6 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（通所型）で「提出を求めている」場合】

調査数	を把握する 保険者として 事業所の最新 の状況	適切に指導・ 監督するた め	の提出を定 めてい るた め	む護総 給付事 サー ービ ス （と 基 準 を あ わ せ て い る た め	把握する ため	把握する ため	提供す るた め	その他	無回答
998 100%	872 87.4%	651 65.2%	756 75.8%	376 37.7%	310 31.1%	106 10.6%	40 4%	2 0.2%	

表 8 変更届の提出を不要とした場合の問題点・不都合について（複数回答）

【表 5 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（訪問型）又は表 6 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（通所型）で「提出を求めている」場合】

調査数	状況が把握 できない	き保 な險 い者 をと 適して 切に 指 導 ・ 監 督 す る た め	改貴 正自 が治 必体 要の に規 なる則 ・ 条 例 等 の	して介 の護 状給 況付 がと 把事 握業 でき ない と	表況総 ・に合 情事 報業 提供 が住 でき ない 民 の 公 最 新 状	い特 に問 題 点 や 不 都 合 等 は な	その他	無回答
998 100%	835 83.7%	563 56.4%	642 64.3%	318 31.9%	117 11.7%	28 2.8%	53 5.3%	24 2.4%

表 9 変更届の様式例を国から提示する必要性

【表 5 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（訪問型）又は表 6 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（通所型）で「提出を求めている」場合】

調査数	国から様式例を示す必要がある	国からは不要である	無回答
998 100%	811 81.3%	186 18.6%	1 0.1%

表 10 変更届の様式例を国から提示する必要がある理由について（複数回答）

【表 9 変更届の様式例を国から提示する必要性で「国から様式例を示す必要がある」と回答した場合】

調査数	他自治体の保険者との整合性を図るため	見直し改定の負担軽減の様式例のや	報酬改定の介護保険制度のや	保険者の介護保険制度のや	負担軽減のため	複数自治体でサービス側を	その他	無回答
811 100%	658 81.1%	565 69.7%	614 75.7%	30 3.7%	2 0.2%			

表 11 変更届の様式例を国が示した場合の問題点・不都合について（複数回答）

【表 5 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（訪問型）および表 6 指定・更新内容に変更が生じた場合の変更届の提出について（通所型）で「提出させていない」、又は表 9 変更届の様式例を国から提示する必要性で「国から様式例を示すことは不要である」と回答した場合】

調査数	新しい様式例が自治体の変更届の提出を担う必要がある	新しい様式例の審査業務や手続きを見直すことが難しい	新しい様式例の届出にあわせ	提出された変更届書類の保管・管理が煩雑である	変更届の提出には、規則や条例の定めが必要である	新しい様式例で変更届の提出が難しい	新しい様式例へ周知することがない	新しい様式例で変更届の提出を求められる	特に問題点や不都合等はない	その他	無回答
205 100%	52 25.4%	24 11.7%	5 2.4%	85 41.5%	18 8.8%	38 18.5%	50 24.4%	21 10.2%	6 2.9%		

2. サービスC（訪問・通所）の指定について

表 12 サービスCについて、事業所の指定（指定制度）により実施していますか。
（訪問型）

調査数	はい	（い 委託 等の みで 実施 ）	い ない	無 回 答
1024 100%	24 2.3%	311 30.4%	641 62.6%	48 4.7%

表 13 サービスCについて、事業所の指定（指定制度）により実施していますか。
（通所型）

調査数	はい	（はい いえ 委託等 のみで 実施）	いい ない	サー ビス Cを 実施 して	無 回 答
1024	58	453	490	23	
100.0	5.7	44.2	47.9	2.2	

表 14 サービスCを指定制度により実施している理由について（複数回答）

【表 12 サービスCについて、事業所の指定（指定制度）により実施していますか。
（訪問型）又は表 13 サービスCについて、事業所の指定（指定制度）により実施して
いますか。（通所型）で「はい」と回答した場合】

調査数	と（総 の従合 整前事 合相業 性を当 と他の とサー たサー たビス たビス たAス ）	準ビ保 をス險 設を者 け提と る供し たすて ため総 事合 業事 所業 のサ 基	査供保 、す險 管る者 理事と する業 所して を総 た適合 め切事 に業 審を 提	保事 す業 る所 たの サー ビス の質 を担	そ の 他
59	37	26	34	24	6
100%	62.7%	44.1%	57.6%	40.7%	10.2%

表 15 サービスCに係る指定申請の様式例を国から提示する必要性

【表 12 サービスCについて、事業所の指定（指定制度）により実施していますか。（訪問型）または表 13 サービスCについて、事業所の指定（指定制度）により実施していますか。（通所型）で「はい」と回答した場合】

調査数	国から様式例を示す必要がある	国からは不要である
59 100%	34 57.6%	25 42.4%

表 16 サービスCに係る指定申請の様式例を国から提示する必要がある理由について（複数回答）【表 15 サービスCに係る指定申請の様式例を国から提示する必要性で「国から様式例を示す必要がある」と回答した場合】

調査数	他自治体の保険者との整合を図るため	見直し改定の負担軽減のたため	報酬者の介護保険の制度のや	負担軽減のたため	複数自治体でサービス側を	その他	無回答
34 100%	24 70.6%	25 73.5%	20 58.8%	1 2.9%	1 2.9%		

表 17 サービスCに係る指定申請の様式例を国から提示する必要がない理由について
(複数回答)【表 15 サービスCに係る指定申請の様式例を国から提示する必要性で「国
から様式例を示すことは不要である」と回答した場合】

調査数	総合事業の指定申請は保険者の裁量であるため	新しい様式例を見直すことが煩雑であるため	新しい業務や手続きの内容を見直すことが難しいため	新しい業務例に合わせて自治体独自の業務所へ周知すること自体が難しいため	新しい業務例について自治体が既存の業務所の指定内容との整合性を取ることに難しいため	追加で提出を求めない場合	自治体として指定時に確認した項目がない場合	その他
25 100%	12 48%	11 44%	4 16%	2 8%	5 20%	9 36%	3 12%	

3. 総合事業に係るサービス事業所の台帳管理、公表について

表 18 総合事業に係るサービス事業所等の情報管理について (複数回答)

調査数	総合事業用台帳管理システム	介護サービスと同一事業者管理台帳システム	表計算ソフト(エクセル等)	その他	無回答
1024 100%	53 5.2%	738 72.1%	445 43.5%	96 9.4%	11 1.1%

表 19 総合事業に係るサービス事業所等について公表していますか

調査数	はい	いいえ	無回答
1024	623	390	11
100%	60.8%	38.1%	1.1%

表 20 公表の方法について（複数回答）

【表 19 総合事業に係るサービス事業所等について公表していますかで「はい」と回答した場合】

調査数	紙媒体 チラシ（パンフレット等）	自治体ホームページ	介護サービス情報公表システム	その他	無回答
623	384	439	84	19	1
100%	61.6%	70.5%	13.5%	3%	0.2%

4. 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について

表 21 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：
訪問型（従前相当） 新規指定申請

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	941 91.9	1 0.1	18 1.8	1 0.1	1 0.1	-	1 0.1	62 6.1
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	937 91.5	1 0.1	20 2.0	1 0.1	1 0.1	-	-	65 6.3
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	930 90.8	8 0.8	18 1.8	1 0.1	1 0.1	-	1 0.1	66 6.4
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	814 79.5	19 1.9	110 10.7	9 0.9	1 0.1	-	1 0.1	71 6.9
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	802 78.3	31 3.0	106 10.4	10 1.0	2 0.2	-	2 0.2	73 7.1
利用者の推計数	1024 100.0	512 50.0	340 33.2	37 3.6	5 0.5	-	-	-	130 12.7
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	908 88.7	8 0.8	38 3.7	3 0.3	1 0.1	-	1 0.1	66 6.4
運営規程	1024 100.0	839 81.9	37 3.6	70 6.8	9 0.9	1 0.1	-	1 0.1	68 6.6
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	811 79.2	31 3.0	92 9.0	12 1.2	1 0.1	-	1 0.1	77 7.5
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	851 83.1	17 1.7	74 7.2	10 1.0	1 0.1	-	1 0.1	71 6.9
誓約書	1024 100.0	888 86.7	28 2.7	28 2.7	6 0.6	1 0.1	-	1 0.1	73 7.1

表 22 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：
訪問型（従前相当） 更新申請

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	911 89.0	7 0.7	25 2.4	1 0.1	1 0.1	-	1 0.1	79 7.7
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	902 88.1	10 1.0	27 2.6	1 0.1	1 0.1	-	-	84 8.2
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	637 62.2	228 22.3	23 2.2	1 0.1	1 0.1	-	1 0.1	134 13.1
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	523 51.1	280 27.3	69 6.7	10 1.0	1 0.1	-	1 0.1	141 13.8
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	483 47.2	310 30.3	72 7.0	11 1.1	1 0.1	-	1 0.1	147 14.4
利用者の推計数	1024 100.0	408 39.8	397 38.8	38 3.7	4 0.4	-	-	-	177 17.3
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	792 77.3	73 7.1	50 4.9	4 0.4	1 0.1	-	1 0.1	104 10.2
運営規程	1024 100.0	604 59.0	225 22.0	62 6.1	10 1.0	1 0.1	-	1 0.1	122 11.9
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	519 50.7	289 28.2	64 6.3	12 1.2	1 0.1	-	1 0.1	139 13.6
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	764 74.6	79 7.7	67 6.5	9 0.9	1 0.1	-	1 0.1	104 10.2
誓約書	1024 100.0	813 79.4	66 6.4	33 3.2	8 0.8	1 0.1	-	1 0.1	103 10.1

表 23 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：
訪問型（従前相当） 変更届

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	879 85.8	6 0.6	35 3.4	1 0.1	-	1 0.1	102 10.0	
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	834 81.4	33 3.2	35 3.4	1 0.1	-	-	121 11.8	
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	443 43.3	342 33.4	23 2.2	1 0.1	-	1 0.1	214 20.9	
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	640 62.5	140 13.7	73 7.1	2 0.2	-	1 0.1	168 16.4	
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	658 64.3	120 11.7	75 7.3	6 0.6	-	-	165 16.1	
利用者の推計数	1024 100.0	238 23.2	500 48.8	32 3.1	3 0.3	-	1 0.1	250 24.4	
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	753 73.5	74 7.2	49 4.8	1 0.1	-	1 0.1	146 14.3	
運営規程	1024 100.0	730 71.3	77 7.5	65 6.3	2 0.2	-	-	150 14.6	
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	290 28.3	457 44.6	47 4.6	3 0.3	-	1 0.1	226 22.1	
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	522 51.0	237 23.1	63 6.2	4 0.4	-	1 0.1	197 19.2	
誓約書	1024 100.0	472 46.1	297 29.0	35 3.4	4 0.4	-	1 0.1	215 21.0	

表 24 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：
訪問型（サービスA） 新規指定申請

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	556 54.3	14 1.4	59 5.8	1 0.1	-	-	394 38.5	
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	552 53.9	14 1.4	60 5.9	1 0.1	-	-	397 38.8	
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	549 53.6	23 2.2	53 5.2	1 0.1	-	-	398 38.9	
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	464 45.3	26 2.5	128 12.5	6 0.6	-	-	400 39.1	
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	455 44.4	36 3.5	123 12.0	6 0.6	-	1 0.1	403 39.4	
利用者の推計数	1024 100.0	303 29.6	246 24.0	37 3.6	5 0.5	-	-	433 42.3	
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	533 52.1	18 1.8	72 7.0	2 0.2	-	-	399 39.0	
運営規程	1024 100.0	507 49.5	19 1.9	94 9.2	5 0.5	-	-	399 39.0	
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	471 46.0	26 2.5	117 11.4	6 0.6	-	-	404 39.5	
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	500 48.8	21 2.1	96 9.4	5 0.5	-	-	402 39.3	
誓約書	1024 100.0	518 50.6	31 3.0	68 6.6	3 0.3	-	-	404 39.5	

表 25 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：
訪問型（サービスA） 更新申請

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	538 52.5	17 1.7	64 6.3	1 0.1	-	-	-	-	404 39.5
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	532 52.0	18 1.8	65 6.3	1 0.1	-	-	-	-	408 39.8
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	386 37.7	168 16.4	30 2.9	1 0.1	-	-	-	-	439 42.9
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	296 28.9	192 18.8	91 8.9	5 0.5	-	-	-	-	440 43.0
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	278 27.1	225 22.0	68 6.6	5 0.5	-	-	-	-	448 43.8
利用者の推計数	1024 100.0	223 21.8	280 27.3	57 5.6	3 0.3	-	-	-	-	461 45.0
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	454 44.3	71 6.9	75 7.3	2 0.2	-	-	-	-	422 41.2
運営規程	1024 100.0	355 34.7	171 16.7	62 6.1	4 0.4	-	-	-	-	432 42.2
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	313 30.6	208 20.3	60 5.9	5 0.5	-	-	-	-	438 42.8
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	438 42.8	74 7.2	88 8.6	4 0.4	-	-	-	-	420 41.0
誓約書	1024 100.0	474 46.3	55 5.4	68 6.6	4 0.4	-	-	-	-	423 41.3

表 26 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：
訪問型（サービスA） 変更届

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	524 51.2	11 1.1	71 6.9	1 0.1	1 0.1	-	-	-	416 40.6
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	494 48.2	29 2.8	70 6.8	1 0.1	1 0.1	-	-	-	429 41.9
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	247 24.1	235 22.9	50 4.9	1 0.1	1 0.1	1 0.1	-	-	489 47.8
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	372 36.3	94 9.2	103 10.1	1 0.1	1 0.1	-	-	-	453 44.2
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	386 37.7	80 7.8	104 10.2	3 0.3	1 0.1	-	-	-	450 43.9
利用者の推計数	1024 100.0	142 13.9	342 33.4	28 2.7	2 0.2	1 0.1	1 0.1	-	-	508 49.6
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	448 43.8	51 5.0	83 8.1	1 0.1	1 0.1	-	-	-	440 43.0
運営規程	1024 100.0	429 41.9	58 5.7	91 8.9	1 0.1	1 0.1	-	-	-	444 43.4
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	184 18.0	301 29.4	47 4.6	1 0.1	1 0.1	1 0.1	-	-	489 47.8
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	317 31.0	171 16.7	59 5.8	3 0.3	1 0.1	1 0.1	-	-	472 46.1
誓約書	1024 100.0	279 27.2	190 18.6	64 6.3	2 0.2	1 0.1	1 0.1	-	-	487 47.6

表 27 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：
通所型（従前相当） 新規指定申請

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合のみ提出	介護給付または併設で追加申請の場合のみ提出	介護給付または併設で追加申請の場合のみ提出	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	914 89.3	2 0.2	19 1.9	1 0.1	-	1 0.1	87 8.5	
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	910 88.9	2 0.2	21 2.1	1 0.1	-	-	90 8.8	
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	902 88.1	10 1.0	19 1.9	1 0.1	-	1 0.1	91 8.9	
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	785 76.7	20 2.0	114 11.1	9 0.9	-	1 0.1	95 9.3	
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	791 77.2	13 1.3	111 10.8	11 1.1	-	2 0.2	96 9.4	
利用者の推計数	1024 100.0	473 46.2	356 34.8	35 3.4	4 0.4	-	-	156 15.2	
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	881 86.0	9 0.9	39 3.8	3 0.3	-	1 0.1	91 8.9	
運営規程	1024 100.0	815 79.6	38 3.7	70 6.8	8 0.8	-	1 0.1	92 9.0	
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	788 77.0	31 3.0	93 9.1	11 1.1	-	1 0.1	100 9.8	
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	826 80.7	18 1.8	75 7.3	9 0.9	-	1 0.1	95 9.3	
誓約書	1024 100.0	863 84.3	30 2.9	27 2.6	6 0.6	-	1 0.1	97 9.5	

表 28 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：
通所型（従前相当） 更新申請

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合のみ提出	介護給付または併設で追加申請の場合のみ提出	介護給付または併設で追加申請の場合のみ提出	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	885 86.4	7 0.7	26 2.5	1 0.1	-	1 0.1	104 10.2	
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	875 85.4	11 1.1	28 2.7	1 0.1	-	-	109 10.6	
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	620 60.5	222 21.7	24 2.3	1 0.1	-	1 0.1	156 15.2	
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	503 49.1	277 27.1	71 6.9	10 1.0	-	1 0.1	162 15.8	
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	477 46.6	292 28.5	75 7.3	11 1.1	-	1 0.1	168 16.4	
利用者の推計数	1024 100.0	373 36.4	414 40.4	35 3.4	4 0.4	-	-	198 19.3	
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	767 74.9	74 7.2	50 4.9	4 0.4	-	1 0.1	128 12.5	
運営規程	1024 100.0	581 56.7	224 21.9	64 6.3	9 0.9	-	1 0.1	145 14.2	
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	501 48.9	288 28.1	64 6.3	11 1.1	-	1 0.1	159 15.5	
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	737 72.0	79 7.7	71 6.9	8 0.8	-	1 0.1	128 12.5	
誓約書	1024 100.0	788 77.0	68 6.6	33 3.2	8 0.8	-	1 0.1	126 12.3	

表 29 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：

通所型（従前相当） 変更届

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	853 83.3	7 0.7	36 3.5	1 0.1	-	1 0.1	126 12.3	
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	809 79.0	34 3.3	36 3.5	1 0.1	-	-	144 14.1	
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	433 42.3	333 32.5	23 2.2	1 0.1	-	1 0.1	233 22.8	
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	619 60.4	140 13.7	74 7.2	2 0.2	-	1 0.1	188 18.4	
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	655 64.0	103 10.1	79 7.7	5 0.5	-	-	182 17.8	
利用者の推計数	1024 100.0	232 22.7	490 47.9	31 3.0	3 0.3	-	1 0.1	267 26.1	
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	733 71.6	73 7.1	49 4.8	1 0.1	-	1 0.1	167 16.3	
運営規程	1024 100.0	710 69.3	76 7.4	65 6.3	2 0.2	-	-	171 16.7	
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	280 27.3	450 43.9	46 4.5	3 0.3	-	1 0.1	244 23.8	
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	513 50.1	227 22.2	62 6.1	4 0.4	-	1 0.1	217 21.2	
誓約書	1024 100.0	456 44.5	288 28.1	33 3.2	4 0.4	-	1 0.1	242 23.6	

表 30 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：

通所型（サービスA） 新規指定申請

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	無回答
事業所の名称・所在地	1024 100.0	559 54.6	18 1.8	56 5.5	-	-	1 0.1	390 38.1	
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024 100.0	555 54.2	18 1.8	57 5.6	-	-	-	394 38.5	
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024 100.0	551 53.8	27 2.6	49 4.8	-	-	1 0.1	396 38.7	
申請者の登記事項証明書・条例等	1024 100.0	468 45.7	33 3.2	121 11.8	4 0.4	-	1 0.1	397 38.8	
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024 100.0	474 46.3	26 2.5	119 11.6	5 0.5	-	2 0.2	398 38.9	
利用者の推計数	1024 100.0	284 27.7	271 26.5	31 3.0	3 0.3	-	-	435 42.5	
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024 100.0	539 52.6	20 2.0	67 6.5	1 0.1	-	1 0.1	396 38.7	
運営規程	1024 100.0	513 50.1	24 2.3	86 8.4	5 0.5	-	1 0.1	395 38.6	
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024 100.0	478 46.7	32 3.1	108 10.5	5 0.5	-	1 0.1	400 39.1	
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024 100.0	508 49.6	25 2.4	87 8.5	5 0.5	-	1 0.1	398 38.9	
誓約書	1024 100.0	522 51.0	36 3.5	60 5.9	2 0.2	-	1 0.1	403 39.4	

表 31 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：

通所型（サービスA） 更新申請

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	無回答
事業所の名称・所在地	1024	536	23	60	-	-	1	404	
	100.0	52.3	2.2	5.9	-	-	0.1	39.5	
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024	531	24	61	-	-	-	408	
	100.0	51.9	2.3	6.0	-	-	-	39.8	
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024	395	162	27	-	-	1	439	
	100.0	38.6	15.8	2.6	-	-	0.1	42.9	
申請者の登記事項証明書・条例等	1024	301	191	89	4	-	1	438	
	100.0	29.4	18.7	8.7	0.4	-	0.1	42.8	
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024	294	212	66	5	-	1	446	
	100.0	28.7	20.7	6.4	0.5	-	0.1	43.6	
利用者の推計数	1024	203	304	52	2	-	-	463	
	100.0	19.8	29.7	5.1	0.2	-	-	45.2	
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024	459	72	69	1	-	1	422	
	100.0	44.8	7.0	6.7	0.1	-	0.1	41.2	
運営規程	1024	362	171	55	4	-	1	431	
	100.0	35.4	16.7	5.4	0.4	-	0.1	42.1	
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024	319	209	54	5	-	1	436	
	100.0	31.2	20.4	5.3	0.5	-	0.1	42.6	
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024	435	79	84	4	-	1	421	
	100.0	42.5	7.7	8.2	0.4	-	0.1	41.1	
誓約書	1024	471	60	63	3	-	1	426	
	100.0	46.0	5.9	6.2	0.3	-	0.1	41.6	

表 32 指定申請・更新申請・変更届の際に提出を求めている事項について：

通所型（サービスA） 変更届

	調査数	(全体共通) 要提出	(全体共通) 提出不要	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	介護給付または併設で追加申請の場合、省略可能な	無回答
事業所の名称・所在地	1024	524	14	67	-	1	1	417	
	100.0	51.2	1.4	6.5	-	0.1	0.1	40.7	
申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日・住所・職名	1024	494	33	66	-	1	-	430	
	100.0	48.2	3.2	6.4	-	0.1	-	42.0	
当該申請に係る事業開始予定年月日	1024	249	230	50	-	1	1	493	
	100.0	24.3	22.5	4.9	-	0.1	0.1	48.1	
申請者の登記事項証明書・条例等	1024	368	100	97	-	1	1	457	
	100.0	35.9	9.8	9.5	-	0.1	0.1	44.6	
建物の構造概要・平面図・設備の概要	1024	398	74	96	1	1	-	454	
	100.0	38.9	7.2	9.4	0.1	0.1	-	44.3	
利用者の推計数	1024	139	344	26	1	1	1	512	
	100.0	13.6	33.6	2.5	0.1	0.1	0.1	50.0	
事業所の管理者の氏名・生年月日・住所	1024	444	57	75	-	1	1	446	
	100.0	43.4	5.6	7.3	-	0.1	0.1	43.6	
運営規程	1024	429	60	84	-	1	-	450	
	100.0	41.9	5.9	8.2	-	0.1	-	43.9	
利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要	1024	178	306	40	1	1	1	497	
	100.0	17.4	29.9	3.9	0.1	0.1	0.1	48.5	
当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の態勢及び勤務形態	1024	316	172	51	2	1	1	481	
	100.0	30.9	16.8	5.0	0.2	0.1	0.1	47.0	
誓約書	1024	263	196	59	2	1	1	502	
	100.0	25.7	19.1	5.8	0.2	0.1	0.1	49.0	

令和2年度 厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業
報 告 書

令和3（2021）年3月発行

発行 株式会社 三菱総合研究所 ヘルスケア&ウェルネス本部

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

TEL 03 (6858) 0503 FAX 03 (5157) 2143

不許複製